平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会（第１号）

１．会議招集日時　平成３０年９月３日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後１２時２４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	花　川　大　志	出	8	川　上　淳　司	出
9	土　田　正　雄	出	１０	髙　岡　一　万	出
１１	浅　野　　毅	出	１２	山　野　豊　久	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	教育長	嶋山英二
総務企画課長	奥野隆俊	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	松嶋良治	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	藤原徳忠	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務企画課代理	堀　賢一	総務企画課主幹	三宅伸幸

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行　淳

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　議案第５２号　人権擁護委員候補者の推薦について

	議案第５３号	教育委員会教育長任命に同意を求めることについて
	議案第５４号	教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第５	議案第５５号	専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）｝
	議案第５６号	専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）｝
	議案第５７号	専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）｝
	議案第５８号	平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
	議案第５９号	平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について
	議案第６０号	平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
	議案第６１号	平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について
	報告第　４　号	平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
	報告第６２号	平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について
	議案第６３号	矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議案第６４号	矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
	議案第６５号	平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
	議案第６６号	平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
	議案第６７号	平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第６	選挙第　８　号	岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開会

○議長（高岡一万君）　おはようございます。９月議会定例会の開会にあたりまして，このたび７月の集中豪雨で甚大な被災を受けられた方々，また，家屋等に被災はなかったものの，大変恐い思いをされた多くの方々，皆さんに心からお見舞いを申し上げたいと思います。

先日９月１日は防災の日でありました。今日も，台風２１号が来ているということで心配でありますけれども，お互いに防災意識を高めていきたいと思います。先週の金曜日，土曜日の雨で随分涼しくはなってきておりますけれども，皆様には体調管理に十分気を付けていただきたいと思います。

さて，本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき御苦労様です。
ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため本定例会を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので，御報告いたします。それでは，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高岡一万君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第１２５条の規定により，５番石井信行君と６番山部多喜夫君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定

○議長（高岡一万君）　日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日３日から，１９日までの１７日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日から１９日までの１７日間と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（高岡一万君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私，御多忙な中，御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害が発生した，平成３０年７月豪雨からおよそ２か月が経過いたしました。

このたびの災害により被災された皆様に，心からお見舞いを申し上げます。

復旧・復興に向け，町内外から多くのボランティアの皆様に大きな力添えをいただき，また，全国各地からたくさんの支援物資をいただき，さらには現在も多くの皆様から心のこもった義援金・支援金が寄せられ，改めて深く感謝申し上げます。

矢掛町の被害状況の詳細につきましては，後ほど報告させていただきます。

町では，被災された皆様へ，生活支援といたしまして，お見舞金や災害支援金の支給，被災住宅の応急修理や住宅リフォーム補助制度といった住宅支援，中小企業者への支援制度の紹介，個人町民税などの町税や，災害に伴う町営住宅への一時入居者に対する使用料，上下水道料金，病院診療費の自己負担分や介護サービスの利用料の減免などを行い，一刻も早く，元の穏やかな生活が送れますよう，国や県，関係機関と協力して，復旧・復興に向け全力で取り組んでまいります。

町民の皆様には，引き続き御協力をいただきますよう，よろしくお願いをいたします。

また，９月に入りまして，まだ残暑が厳しく，町民の皆様には熱中症の対策をとるなど，お体には十分注意していただきたいと思います。

さて，町政につきましては，今年度も５か月が経過いたしましたが，人口増を目指した子育て支援のさらなる充実，“賑わいのまちづくり”施策等を順次実施しているところでございます。

今後につきましても，「やさしさにあふれ　かいてきで　げんきなまちづくり」に向けて，全力で行政運営に取り組んでまいる所存でございますので，何卒，御協力の程，よろしくお願いをいたします。

さて，今定例会で御審議いただきます案件は，人事案件について３件，専決処分の承認を求めることについて３件，平成２９年度一般会計ほか，特別会計及び企業会計の決算認定について４件，各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告について１件，条例の制定及び一部改正について２件，過疎計画の変更について１件，一般会計ほか補正予算について３件の計１７件でございます。

どうか，適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

なお，本定例会につきましては，一般質問をお受けいたしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして，報告事項を申し上げます。

報告第１号，平成３０年７月豪雨による矢掛町の被害状況について御報告申し上げます。お手許に配付しております，矢掛町の被害状況をまとめました資料を御覧いただきたいと存じます。７月５日から７日にかけて梅雨前線が南下し，西日本を中心に広い範囲で豪雨となり，矢掛町におきましても累積雨量 309 ミリ，最大時間雨量２３ミリを記録いたしました。死者・行方不明者は０名，軽傷者は２名，住家被害につきましては現在も調査中ですが，８月３１日現在で土砂災害による全壊が１戸，半壊が２戸，一部損壊が２８戸，床上浸水による全壊が３戸，大規模半壊が１９戸，半壊が 213 戸，一部損壊が１７戸，床下浸水が７９戸の合計 362 戸の被害となっております。

公共施設では，小田川や原川の堤防が決壊し，中川小学校，中川保育園，中川公民館，東川面浄水場，矢掛浄化センター，中アクアセンター，小田駅舎が床上浸水をいたしました。その他にも，道路や橋りょう，農地浸水，店舗や事業所への浸水被害等，今回の豪雨は矢掛町に多くの被害をもたらしました。一刻も早い復旧・復興に向け，全力で取り組んでまいりますので，議員の皆様におかれましても，格段のお力添えをいただきますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第２号，自治協議会主催 町政懇談会の中止について，御報告申し上げます。毎年行われております，自治協議会主催の町政懇談会ですが，７月豪雨災害を受け，災害復旧を優先して行わなければなら

ないという理由で，自治協議会連絡会議において，今年度は町政懇談会を実施しないことが決定されましたので御報告を申し上げます。

報告第３号，秋の交通安全県民運動の実施についての御報告でございます。お手許に配付しております行事一覧表を御覧いただきたいと存じますが，毎年行われております秋の交通安全県民運動が今月２１日の金曜日から３０日の日曜日までの１０日間，“交通ルール　守るあなたに　ありがとう”をスローガンに県下一斉に行なわれます。岡山県の重点目標といたしましては，“スピードダウンの励行”，“横断歩行者の保護”となっております。

期間中は，交通事故防止に向けて関係機関と協力して，行事計画にありますように啓発活動や街頭指導などを積極的に行ってまいります。なお，運動期間初日の２１日，金曜日，午前１０時から矢掛町農村環境改善センター 多目的ホールにおいて交通安全推進大会を開催いたします。どうか議員の皆様におかれましてもそれぞれの立場で，交通安全に取り組みいただきますようよろしくお願いをいたします。

報告第４号，ベルリン・フィル・ヴァイオリン・アンサンブルの開催について，御報告申し上げます。

来る１０月１４日，日曜日，午後２時開演で，やかげ文化センター ホールにおきまして，ベルリン・フィル・ヴァイオリン・アンサンブルを文化センター開館２０周年記念事業として開催いたします。

お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが，内容といたしましては，世界最高峰の音楽を奏でるベルリン・フィルハーモニー管弦楽団のヴァイオリン奏者１０名が，名曲の数々を演奏いたします。

また，演奏曲目の中で，世界はじめての演奏となります“春の海”は，矢掛町を含め，全国で２か所だけとなっており，大変貴重な演奏となります。音響の素晴らしいやかげ文化センターホールでの演奏は，日本での演奏会の中でも極上の音楽会といっても過言ではありません。入場料金は全席指定で5,000円となっております。

町民また議員の皆様におかれましても，御家族，御友人をお誘いの上，お越しくださいますよう御案内を申し上げます。

報告第５号，敬老会の開催について御報告申し上げます。

毎年開催しております敬老会を，今年度は，１０月２４日，水曜日，午前９時３０分から，昨年と同じやかげ文化センターで開催をいたします。

当日の余興といたしまして，今年は，保育園と幼稚園の園児によります歌，梅若匡子さん他による日本舞踊や民謡などを予定をいたしております。

議員の皆様に，後日，御案内申し上げることになりますので，お繰り合わせの上，御臨席くださいますようよろしくお願いをいたします。

報告第６号，がんばろう矢掛～生涯学習のつどい～及び矢掛町協働のまちづくり表彰式の開催について御報告申し上げます。

来る１１月３日，土曜日に，やかげ文化センターで“がんばろう矢掛～生涯学習のつどい～”を開催いたします。

これは，昨年度までの“生涯学習振興大会”の名称を変更して行うもので，当日は社会教育活動に貢献した個人・団体の表彰，小・中学生による明るい家庭づくり作文及び町並み写生大会の表彰，矢掛町協働のまちづくり表彰式などを行い，午後にはファミリーコンサートを行います。

また，文化センターロビーでは，１０月３０日から１１月１１日まで，各地区公民館の作品展示や町

並み写生大会の作品展示を行います。
町民，また議員の皆様におかれましては，ファミリーコンサートや作品展につきまして，御家族，御友人お誘いの上，おいでくださいますよう御案内を申し上げます。
以上，報告６件でございます。
○議長（高岡一万君）　町長からの報告が終わりました。
次に，議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。
また，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，各自御検討をお願いいたします。
議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，あわせて御覧ください。
以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第５２号　人権擁護委員候補者の推薦について
議案第５３号　教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
議案第５４号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（高岡一万君）　日程第４，議案第５２号，人権擁護委員候補者の推薦について，議案第５３号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて及び議案第５４号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを一括議題といたします。
お諮りします，ここで本議案に関係のある嶋山英二教育長に退席してもらうため，暫時休憩したいと思いますが，御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，休憩いたします。休憩
〔暫時休憩〕
〔嶋山英二君　退場〕
○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，会議を開きます。
提案理由の説明を求めます。町長
○町長（山野通彦君）　日程第４，まず議案第５２号，人権擁護委員候補者の推薦について，提案理由を御説明申し上げます。
人権擁護委員の池田ひろみ氏，楢崎裕志氏，伊達佳枝氏の３名の任期が本年１２月３１日をもって満了いたします。このことに伴いまして，引続き，矢掛町小田３５００番地，伊達佳枝氏，新たに，矢掛町矢掛２５１４番地の８，渡邊惣市氏，同じく新たに，矢掛町東川面１０４２番地の３，松村淳子氏の３名を，委員候補者として推薦したく，人権擁護委員法第６条第３項の規定によりまして，議会の御意見を承りたく，この議会に提出させていただくものでございます。
経歴につきましては，お手許に配付しております「資料番号１」を御覧いただきたいと思います。
まず，伊達氏につきましては，平成２７年７月から現職委員として活動をいただいております。また，新任の渡邊氏は，平成２６年３月に井原市立出部小学校長を退職後，平成２９年４月からは，矢掛町適応指導教室指導員，平成３０年４月からは，矢掛町青少年相談員として，御活躍いただいております。同じく，新任の松村氏は，平成２５年３月に矢掛町立矢掛中学校教諭を退職されており，在職中は，特

別支援教育に積極的に携わっておられ，その豊富な経験を活かしていただきたく，推薦させていただくものでございます。就任後の任期は，平成３１年1月1日から３年でございます。

なお，人権擁護委員は現在，末永康子氏，長屋裕介氏，藤原立志氏と，今回お願いしております３名の計６名でございます。

どうぞ，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５３号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会教育長の嶋山英二氏が，平成３０年９月３０日をもって教育委員の任期を満了いたします。

このことに伴いまして，引き続き，嶋山英二氏を任命いたしたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては，お手許に配付しております「資料番号２」を御覧いただきたいと存じますが，嶋山英二氏は，平成２４年１０月から，教育長として在職いただき，学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり，引き続きお願いするものでございます。任期につきましては，本年１０月１日から３年でございます。

どうぞ，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５４号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の小川雅史氏が，平成３０年９月３０日をもって任期が満了いたします。引き続き，小川雅史氏を任命いたしたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては，お手許に配付いたしております「資料番号３」を御覧いただきたいと存じますが，小川雅史氏は，平成２２年１０月から，本町の教育委員として在職いただき，学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり，引き続きお願いするものでございます。任期につきましては，本年１０月１日から４年でございます。

なお，教育委員は現在，楢崎裕志氏，岩崎恭子氏，渡邉章子氏とこのたび改選されます小川氏の計４名でございます。

どうぞ，よろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから，質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　討論を終結いたします。

ただいまから，採決を行います。

議案第５２号，議案第５３号及び議案第５４号は，原案のとおり同意することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第５２号，人権擁護委員候補者の推薦について，議案第５３号，教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて，議案第５４号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

お諮りします。ここで，先ほど任命の同意をされた嶋山英二教育長に入場してもらうため，暫時休憩したいと思いますが，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって，休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔嶋山英二君　入場〕

〇議長（高岡一万君）　ここで，任命の同意をされた嶋山英二教育長から，御挨拶があります。

〇教育長（嶋山英二君）　ただいま教育長としての任命同意をいただきました嶋山でございます。

まず，このたびの西日本豪雨災害で被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

私は，過去６年間やってまいりましたけれども，そのなかで学校教育におきましては，“知・徳・体”のバランスのとれた子どもたちを今後も一層育んでまいりたいと考えております。御承知のように矢掛町の子どもたちは非常に学習面でも頑張ってくれておりますけれども，それを基にしながらですね，徳の面でも，体の面でも，今後さらに一層頑張ってもらいたいと思います。

また，生涯学習，社会教育の分野におきましては，御存じのように町内には７地区の公民館がございますけれども，この公民館を核としてですね，地域づくりを一層すすめてまいりたいと思っております。具体的には，今も取り組んでおりますけれども子どもから高齢者までみんなが気楽に集えてですね，そして地域づくりに活躍できるようなそういう場面をつくってまいりたいと考えております。

もう一つ，このたび最後になってしまいましたけれども，このたびの災害によりまして御承知のように中川小学校の児童４４名でございますけれども，先週の月曜日，８月２７日の２学期始業日から川面小学校のほうで共に学習をしております。お互いの子どもたちが切磋琢磨をしながら，この機会をですねプラスの方向にもってまいりたいと強く思っておるところでございます。

今後とも，議員の皆様方，町民の皆様方の御理解，温かい御支援をいただきながら一層頑張ってまいりたいと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号)｝

議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号)｝

議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝

議案第５８号　平成２９年度矢掛町一般会計及び特別会計決算認定について

議案第５９号　平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第６０号　平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第６１号　平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について
報告第　４　号　平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業にかかる資金不足比率について
議案第６２号　平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について
議案第６３号　矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第６４号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第６５号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
議案第６６号　平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６７号　平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（高岡一万君）　日程第５，議案第５５号から，報告第４号を含め，議案第６７号までを一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第５，それでは，議案第５５号から議案第５７号までの，専決処分の承認を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。

この３議案は，地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして，この議会に報告し，承認を求めるものでございます。

まず，議案第５５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）についてでございますが，補正額は，１０億1,500万円で，補正後の予算総額は，９５億3,300万円となります。

内容につきましては，本町において，近年に類のない大規模かつ広範囲な被害をもたらしました平成３０年７月豪雨に対しまして，避難所運営等の経費のほか，床上・床下浸水など被害程度に応じました災害見舞金・災害支援金の支給など，被災された町民の皆様等への当面の支援策並びに公共施設における災害復旧費として，道路・橋りょう等土木施設で，約３億1,800万円，中川小学校・中川保育園・中川公民館といった文教・福祉施設で，約２億6,000万円，大仁五排水機場などの農林水産施設で，約１億1,700万円を，緊急災害対応として，８月１日付けで取り急ぎ計上したものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５６号，平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，収益的収入及び支出につきまして，収益を1,000万円の増額，費用を2,000万円の増額，また，資本的収入及び支出につきまして，収入・支出をそれぞれ6,000万円を増額させていただくものでございます。

内容につきましては，平成３０年７月豪雨により被害を受けた，東川面浄水場など，水道施設の災害復旧費を，緊急災害対応として計上したものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５７号，平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正は，収益的収入及び支出につきまして，収益を800万円増額，費用を3,000万円増額，また，資本的収入及び支出につきまして，収入・支出をそれぞれ３億5,500万円増額させていただくものでございます。

内容につきましては，平成３０年７月豪雨により被害を受けた，矢掛浄化センター，中アクアセンターなど，下水道施設の災害復旧費を，緊急災害対応として計上したものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５８号から議案第６１号までの，平成２９年度各会計の決算認定について，提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては，地方自治法第２３３条第３項の規定，また，企業会計につきましては，地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づきまして，この議会に認定をお願いするものでございます。

なお，決算書と併せまして，法令に基づきます「主要な施策の成果に関する説明書」と「監査委員の意見書」を提出いたしておりますので，御認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

詳細につきましては，後ほどそれぞれ説明させますが，私の方から，多少内容に触れさせていただきます。

まず,議案第５８号,平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが,平成２９年度の地方財政につきましては，引き続き公債費及び社会保障費の増額傾向が続く中，大幅に地方財源が不足し，構造的にも極めて厳しい状況となっております。

しかしながら,本町ではめまぐるしく変化する国策にも十分配慮し,収入面の確保について,職員共々創意工夫しながら積極的に財源探しをする中で，体力のある財政運営に取り組んでまいっております。

特に，第６次振興計画に沿った計画的，重点的な予算執行を図るとともに，町政懇談会などでの要望にも配慮し，住民の皆様に満足感を味わっていただけるよう住民生活に密着した各種行政施策を展開してまいりました。

その主な内容といたしましては，ハード面では，青木小迫線，東川面本堀線の道路改良をはじめ，小田市街地浸水対策，羽無地区休憩所等の整備，水車の里フルーツトピアの改修，小田こうど会館建て替えなどの施設整備のほか，生活環境基盤整備として，公共下水道事業，農業集落排水事業，合併処理浄化槽の設置補助などにも，積極的に取り組んでまいりました。

一方，ソフト面では，展開中の子育て支援・定住支援策をわかりやすくＰＲするための専門サイトのリニューアルを行ったほか，観光推進のためのインバウンドモニター事業，おもてなし規格認証取得支援事業などを行いました。

そして，引き続き，自主防災組織活動補助，自治協議会活動補助，地域福祉バスの運行，定住促進助成，結婚祝金などを実施するとともに，妊産婦の医療費助成，誕生祝金の大幅増額を行ったところでございます。

そのほか，介護予防，高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ，保健・福祉・医療の連携などによる保健福祉と健康づくりの推進，指定ごみ袋制への移行など，住民生活に密着した各種施策に取り組み，「やさしさにあふれ　かいてきで　げんきなまち」を目指して諸施策を進めてまいりました。

その結果といたしまして，一般会計の決算規模は，歳入総額９４億7,152万円，歳出総額９０億5,862万2,000円差し引き４億1,289万8,000円となり，昨年度に比べ歳入・歳出とも総額が２パーセント程度の減となっております。

そして，繰越明許費の財源5,537万4,000円を次年度へ繰り越し，実質収支３億5,752万5,000円の黒字決算となりました。

そのうち，法令等に従いまして，財政調整基金へ１億7,900万円を積み立てております。特別会計につきましても，概ね順調な決算となっております。係数的な説明につきましては会計管理者，財政状況につきましては総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５９号，平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが，平成２９年度の病院事業の主な取り組みといたしましては，町内の医療機関が矢掛病院の設備を利用して診療するオープンクリニックを開設し連携を図りました。

そして，診療報酬の施設基準の見直しによる，病床機能の改善に取り組み，結果，入院収益の増加となりました。

また，引き続き，医師・看護師等の医療スタッフの確保に尽力するとともに，積極的に救急医療を受け入れ，２４時間の医療体制の維持強化に努めてまいりました。

こうした中で，平成２９年度の決算状況につきましては，年間延患者数は，入院・外来を合わせて延べ８万3,924人の御利用をいただきました。収益合計では，１６億8,064万円，費用合計では，１６億7,614万8,000円で，前年度と比較して収益は４．９パーセントの増，費用は２．５パーセント増となりました。この結果，差引449万円の当年度純利益を計上しております。

次に，資本的収支では，企業債のほか，一般会計からの出資金を財源に，より良い医療の提供のため，手術に使う開創器や腹腔鏡などの医療機器の購入と施設老朽化による空調施設のオーバーホール，電話交換機などの更新を行いました。

固定資産購入費，企業債償還金等，1億4,897万6,000円を支出し，収支不足額5,415万9,000円を，過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしております。

以上，平成２９年度の経営状況につきましては，純利益計上となっておりますが，常に健全な経営を念頭に運営しておるところでございます。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６０号，平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが，平成２９年度の介護老人保健施設事業の主な取り組みといたしましては，利用者の確保に努め，通所利用者を前年度と比べ，延べ1,577人増加させることができました。

こうした中で，平成２９年度の決算状況につきましては，収益的収入の合計は２億9,183万8,000円，収益的支出の合計は，２億9,078万1,000円で，収支差引105万7,000円の純利益を計上いたしております。

次に，資本的収支では，送迎車の更新や見守り支援ベッドシステムの導入を行い，より良い環境の整備を行っております。

資本的収入の合計2,784万4,000円に対しまして，支出合計は4,217万8,000円となり，資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,433万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上，決算の状況を御説明いたしましたが，今後も施設の役割を十分認識する中で，事業の一層の充実と効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては，たかつま荘事務長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６１号，平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが，水道事業は，安全な水を安定的に供給するという重要な使命を負っており，常に企業としての自主性を発揮し，

より効果的な運営に努め，町民の健康及び生活の向上と，経営の健全化に取り組んで参りました。
決算状況につきましては，給水戸数 5,387 戸，給水人口１万 4,311 人，年間給水量は，140 万 6,628 トンで，前年度と比べまして１万 5,264 トンの減少となりました。
収益的収入は，３億 997 万 8,000 円で，前年度に比べまして 4.3 パーセントの減少となりました。
また，収益的支出は，２億 8,050 万 5,000 円で，前年度に比べまして 0.1 パーセントの減少で，差し引き 2,947 万 3,000 円の純利益を計上したところでございます。
次に，資本的収支では，工事負担金，企業債等を財源に，配水管更新，企業債の償還等で２億 4,862 万 4,000 円を支出しました。
以上，経営状況を申し上げましたが，水道事業には継続的な施設の更新等，多くの課題があり，今後，さらに経費の節減を図り，経営の健全化に向けて努力する所存でございます。
詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，報告第４号，平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について，提案理由を御説明申し上げます。
平成２９年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。
矢掛町の，平成２９年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は，指標の数値としては，いずれも財政状態の危険度の基準である，早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており財政状態は健全であります。
詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
続きまして，議案第６２号及び議案第６３号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。
議案第６２号及び議案第６３号につきましては，条例制定及び条例の一部改正に関するもので，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。
まず，議案第６２号，平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定についてでございますが，今回の条例制定は，総務省より災害が広範囲に発生した場合には，その都度条例を定めて減免するよう通達があり制定するもので，平成３０年７月豪雨災害による被災者に対し，平成３０年度に課する当該年度分の町民税，固定資産税について減免するものでございます。
詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
次に，議案第６３号，矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，改正内容といたしましては，公共下水道の管渠整備完了に伴い，今後，新たに公共下水道に加入される方については，従来の受益者負担金に代わり，分担金として賦課する必要があるため，関係する規定を整備するものでございます。
詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
続きまして，議案第６４号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について提案理由を御説明申し上げます。
これは，過疎地域自立促進特別措置法第６条第７項の規定により準用される同条第１項の規定に基づき，この議会の議決を求めるものであります。御承知のとおり，この計画に基づいて行う事業については，その財源として，後年度に借入額の７割が交付税措置される過疎対策事業債を，発行することがで

きるものでございますが，このたび，新たな事業展開を図るにあたり，この計画の一部を変更する必要があるため，この議会に提出させていただくものであります。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第６５号から議案第６７号までの各会計の補正予算につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

なお，各会計の補正予算につきましては，地方自治法第２１８条第１項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

まず，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についてでございますが，今回の補正額は，５億4,200万円の増額で，補正後の予算総額は，100億7,500万円となっております。

主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

今回の特徴といたしましては，先の専決処分により計上いたしました災害対応予算から，その後に国・県から出されました災害支援制度並びに町独自の新たな被災者支援策など，追加の豪雨災害対応として，約１億8,800万円を計上いたしております。

具体的には，水路など農業用施設の復旧や，農業機械の被災に対する整備への補助，中小事業者が受ける災害復旧融資への利子補給，また，観光面での風評被害対策として，ツアー業者への誘致促進として行っている補助制度の強化などを，予算化しております。

一方で，土木費といたしましては，従来から進めております道の駅整備に関連した土地購入等の経費，また，教育費では，全国的に問題になりました，学校施設等での危険ブロック塀に対する調査・修繕費を計上いたしております。

なお，基金費では，将来の財政負担を軽減するために，平成２９年度に借入れた過疎対策事業債と辺地対策事業債の交付税措置されない分，すなわち，償還予定額のそれぞれ３割相当額と２割相当額を，減債基金に積み立てる措置を行っております。

これをもって，昨年度事業において借り入れた地方債につきましては，償還財源の積み立てにより，将来負担を心配する必要がないという状況のかたちをつくっております。これは，矢掛町独自施策でございます。

詳細につきましては，総務企画課長及び課長代理が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６６号，平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は，歳入歳出それぞれ３００万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を，１７億8,300万円とするものでございます。

主な内容といたしましては，歳出では，国保制度改正に伴う，総務費の電算委託料と，前年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。歳入では，県支出金及び繰越金でございます。

詳細につきましては，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６７号，平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は，保険事業勘定におきまして，歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し，補正後の歳入歳出予算の総額，１９億9,700万円とするものでございます。

内容といたしましては，平成２９年度の介護保険給付費の確定に伴います，国・社会保険診療報酬支

払基金・県・町への精算が主なものであります。主な財源といたしましては，繰越金であります。
　詳細につきましては，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。
　以上が，報告を含めまして，議案第５５号から議案第６７号までの提案理由及び説明でございます。
　御審議の上，よろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君）　次に，議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第５５号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第５６号・５７号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　お諮りいたします。説明の途中ですが，ここで１５分程度休憩いたしたいと思いますが，これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって１０時５５分まで休憩いたします。休憩
　なお，先ほど教育委員会委員さんの御同意をいただきました小川委員さんが御挨拶に来られておりますので，議員の皆様には，この後，議員控室へお集まりいただきますよう，お願いいたします。以上です。

午前１０時４０分　休憩
午前１０時５５分　再開

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。会計管理者。

○会計管理者（藤原徳忠君）　〔議案第５８号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第５８号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　病院事務長。

○病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第５９号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君）　〔議案第６０号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　上下水道課長。

○上下水道課長（平井勝志君）　〔議案第６１号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔報告第４号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第６２号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　上下水道課長。

○上下水道課長　（平井勝志君）　〔議案第６３号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第６４号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（堀　賢一君）　〔議案第６５号事項別明細について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　町民課長。

〇町民課長（稲田由紀子君）　〔議案第６６号について説明記載省略〕

〇議長（高岡一万君）　保健福祉課長。

〇保健福祉課長（小川公一君）　〔議案第６７号について説明記載省略〕

〇議長（高岡一万君）　町長から提案理由の説明並びに担当課長等からの説明が終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　選挙第８号　岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

〇議長（高岡一万君）　日程第６，選挙第８号，岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

この選挙は，岡山県後期高齢者医療広域連合規約第８条第２項の規定により各町村議会において選挙するものとなっております。同条第４項の規定によって，岡山県内すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので，会議規則第３３条の規定に基づく選挙結果の報告のうち，当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りします。選挙結果の報告は，会議規則第３３条の規定にかかわらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，選挙結果の報告は，会議規則第３３条の規定にかかわらず，有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は，投票で行います。事務局，議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

〇議長（高岡一万君）　ただいまの出席議員数は，１２名であります。

次に，立会人を指名いたします。会議規則第３２条第２項の規定によりまして，議席番号７番花川大志君と議席番号８番川上淳司君を指名いたします。候補者一覧を配ります。

〔候補者一覧の配付〕

〇議長（高岡一万君）　候補者一覧の配付漏れは，ありませんか。

〔なし〕

〇議長（高岡一万君）　配付漏れなしと認めます。投票用紙の配付をさせます。

〔投票用紙の配付〕

〇議長（高岡一万君）　念のため申し上げますが，投票は，単記無記名でお願いいたします。お手許に配りました候補者一覧をもとに，投票用紙に候補者１人の氏名のみを記載願います。

投票用紙の配付漏れは，ありませんか。

〔なし〕

〇議長（高岡一万君）　配付漏れなしと認めます。投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱の点検〕

〇議長（高岡一万君）　異常なしと認めます。ただいまから投票に入ります。

それでは，１番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

〇議長（高岡一万君）　投票漏れは，ありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　投票漏れなしと認めます。　投票を終了いたします。

これより，開票を行います。７番花川君と８番川上君は，開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（高岡一万君）　開票の結果を報告いたします。

投票総数　１２票

有効投票　１２票

磯田博基君　１０票

佐藤耕三君　　２票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙結果を，岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第８条の規定によって，岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告します。事務局，議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（高岡一万君）　昼食の時間が大幅に経過いたしましたが会議続行に御協力をいただきありがとうございました。お諮りいたします。本日の会議は，この程度にとどめて散会とし，次の会議は明日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の会議は，明日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは，皆さん，お疲れさまでございました。

午前１０時３３分　散会

平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会（第２号）

１．会議招集日時　平成３０年９月４日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前　9時３０分
　　　　　　　　（散会）　午前１１時５８分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　　名	出欠等の　別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	花　川　大　志	出	8	川　上　淳　司	出
9	土　田　正　雄	出	１０	髙　岡　一　万	出
１１	浅　野　　　毅	出	１２	山　野　豊　久	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町　　　　長　山　野　通　彦　　　教　育　長　嶋　山　英　二
総務企画課長　奥　野　隆　俊　　　町民課長　稲田由紀子
保健福祉課長　小　川　公　一　　　産業観光課長　妹　尾　一　正
建　設　課　長　渡　邉　孝　一　　　介護老人保健施設事務長　丹　下　裕　之
総務企画課主幹　三　宅　伸　幸

５．出席した事務局職員

議会事務局長　奥　村　栄　治　　　書　　記　笠　行　　淳

６．議事日程

日程第１　一般質問　7番，３番，１番，８番，５番，１１番

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開議

〇議長（高岡一万君）　皆さん，おはようございます。

今日は，傍聴の方も大変多くの方が御出席をいただきましてありがとうございます。

皆さん御承知のように，台風２１号が今接近しておりまして，まずこの会議中のこの時間帯が矢掛町にとっても一番影響が強いんではないかなといわれている訳ですけれども，それに伴いまして，本日午前９時に矢掛町対策本部から町全域に対しまして避難準備と高齢者等避難開始が発令されました。

それによりまして，今日幹部職員の方も欠席があります。藤原会計管理者，それから松嶋教育課長，それから平井上下水道課長，それから稲田病院事務長さんが，そちらの方の対応ということで欠席をしております。

また，緊急にそういった情報が入ってきます。今，出席いただいております幹部職員におきましても自由に退席ということになっておりますので，皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは，よろしくお願いいたします。町長。

〇町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

冒頭，特別な時間をいただきました。台風２１号の接近に関する矢掛町対応について，今，議長の方から概要の話がございました。私の方からもあえて重複しても報告したいというふうに思います。

マスコミでも報道されておりますように，非常に強い台風２１号が四国の南に位置し，これから四国から紀伊半島にかけて上陸する予定であります。本町にも日中接近する見通しであります。気象台からは，矢掛町に本日４時２２分に暴風警報が発令されておりまして，今後，大雨洪水警報を発令されるようでございます。

これを受けて，先ほど８時４５分に矢掛町災害対策本部を設置いたしまして，これからの防災体制について協議，確認を行いました。午前９時に町内全域に避難準備，高齢者等の避難開始を発令し，老人福祉センターとＢ＆Ｇ海洋センターの２か所に避難所を開設いたしております。お年寄りの方や体の不自由な方，小さなお子さん達がいらっしゃる方，避難に時間がかかる方とそれを支援する方については避難を始めていただきたいと思います。

今後，気象情報に注意し，情報に応じては避難勧告を発令するなど，迅速且つ適切に対応する体制をとっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

先ほど，議長の方から配慮いただきまして，一般質問のない職員については本部の方へ待機させておりますと同時に，ほぼ今回は災害議会というような感じがいたしますので直接関係者がここへ残っております。適宜，情報によっては対応していきたいというふうに思いますので皆さん方の御理解をいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　それでは，本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　一般質問　７番，３番，１番，８番，５番，１１番

〇議長（高岡一万君）　日程第１，一般質問を行います。お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが，今回の一般質問者は６名の方々であります。質問の順序は通告の順といたします。

まず７番，花川大志君お願いします。

〇７番（花川大志君）　議席７番，花川でございます。まず７月に発生しました西日本豪雨災害，町内外の被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また，山野町長を初め町職員の皆様，非常勤特別地方公務員たる矢掛町消防団の皆様には，あらゆる状況への献身的な御対応，誠にお疲れさまでした。

また，本日は台風２１号の接近に対し早々に対策本部を立ち上げて，住民の財産を守ってくださる対応誠にありがとうございます。大きな傷を負った矢掛町ですが時間がかかりましても復旧・復興に官民一丸となって，前へ前へと一歩ずつ進んで行かねばならない，今こそ矢掛町の底力が試されている，このように私は思っております。

そのような中で，このたびのこういった甚大な被害をもたらした自然災害時の対処・対策，実際に被害に遭われた町民のお声を元に，必要と時間に迫られた状況にあって地域住民が自主的な復旧作業に取り組むことが可能となる体制構築は可能か否か，制度設計への提案も含めて質問を進めさせていただきます。よろしくお付き合いください。

この７月の災害では，私ども地元川面地区において，小田川堤防決壊による河川氾濫と想定外の降雨量による山林法面崩落，宅地，墓地，農業用水路への土砂流入など全域，各所にさまざまな被害をもたらしました。災害発生以降，日を追うごとに被害状況が詳らかになってきた訳ですが，川面地区南部の小田川や国道486号線に沿った町内会を中心に生じた浸水被害は，国，県管理の河川氾濫ということで，災害発生初期の段階から当然のことながら河川堤防補修など突貫工事が始まり，浸水家屋へのサポートも一足飛びにクローズアップされていきました。

一方，地区北部奥川面や宇内の各町内会では里山の雑木林で土砂崩れが頻発し，そのいくつかは民有地が民有地へ土砂崩れをおこしたという事例であり，私どもの所へ一般住民の方や，用水組合さんから「なんとかして欲しい。」と役場への取り次ぎ要請が，数件寄せられました。そういったケースの場合，発生原因など状況にもよりますが，まずは地権者あるいは受益者自らの対処が前提であり，行政による補助事業も対象となるものは現状見いだせない旨，残念ながら要望された方や用水組合さんに回答した次第です。これには，本件相談した役場担当課職員さんも，議員である私も断腸の思いでありました。

そういった中で，私は，堤防決壊による水害と比べて民地の土砂崩れの取り上げられ方，対処のあり方，そして保障そのものの大きな違いに少なからず違和感を覚えました。

このたびの，河川氾濫水害と小規模土砂崩れでは，その被災範囲，被災件数に大きな違いこそあるものの，どちらも同じ特別警報，西日本豪雨による受難であり，後に激甚災害に指定された地域で時を同じくして起こった災害にかわりないのに，土砂崩れの場合は民地であるという論拠で行政の手助けをいただく対象としてはなかなか難しいという現実に，私自身無力感を感じました。何でもかんでも行政に頼るということを私は肯定いたしません。当然ながら補助対策については税金が投入される訳ですから，むしろそこには厳正な基準，ルールがあってしかるべきであり，これは遵守しなければなりません。

それならば，補助対策に恋々とするよりも，直接的な予算措置を伴わない，地域住民による自主的な復旧作業の手立てとして，小型重機等の公用化による“直営方式”について質したい，という思いに至り，被災当事者とその御近所，同じ町内会の方々との懇談を経て今回の一般質問となっております。

その内容をまとめますと，小型のパワーショベルなどの重機を町で購入・保持し，このたびのような災害時において，必要に迫られた緊急対応を要望する町民に貸し出し，厳重な運用規約の範囲内で，直接作業対応していただくといったシステムです。

そこで，前段お話しした事例の通り，自然災害が発生し個人の住宅や農業用水に土砂が流入し，民間地なので土砂撤去に公的補助が受けられないケースに対処するため，自助・共助の観点から，小型重機等の公用化により，業者ではなく地域住民が直接公用重機を使って迅速に対処することが可能となる制度設計の企画は可能かどうかお伺いいたします。

購入財源，ランニングコスト，故障時の修繕費用など維持管理にかかる経費の問題，また運用中の不慮の事故に対する保険の問題，そして，大変重要な運転操作の問題などについて担当課である建設課長さんの御見解御答弁を求めます。

〇議長（高岡一万君）　建設課長。

〇建設課長（渡邉孝一君）　７番議員，花川議員さんの御質問，小型重機の公用化による直営方式の制度導入について，建設課よりお答えさせていただきます。

今回の御提言に関しまして，花川議員さんが目的として掲げられました民間所有地に土砂が流入した場合で,「公的補助が適用されず,小型重機の公用化によって住民が迅速に対応することが可能となるか。」といった観点から建設課長としてではなく，建設機械の運転資格を所有する者として意見を述べたいと思います。新しい制度への御提言ですから，コストに関しては勘案せず検証を始めたいと思います。

今回の災害箇所を参考にいたしますと，家の裏山が崩壊し土砂が流入した箇所が多く，広い場所で作業できる箇所は非常に少ない状況でした。そのため，機械は小型の機械が適しています。小型重機の種別ですが規格で申しますと，バケット容量で 0.008 立米の機種が最小の機種となります。この機種でも作業幅は最低１メートル程度必要となり，今回の災害で見られた土砂流入家屋への適応が困難な場所が多くあります。

次に，運転技術の問題として，作業現場は家屋の付近であり障害物等も多く比較的高度な運転技術を災害現場では要します。また，狭小な箇所での作業となりますので２次災害の恐れもあります。あわせて，保管場所から現場までの運搬方法，さらに，保有台数が限られるため，同時期に複数現場での対応が困難であると考えられます。その上，議員さんも述べられましたとおり，保険等の問題も生じてまいります。そして，最終的にはコストの問題も発生してまいります。

以上のことから，御提言いただききました，小型重機の公用化による直営方式の制度導入を図った場合でも，目的である“公的補助が適用されず，小型重機の公用化によって住民が迅速に対応することが可能”の達成は困難であると思われますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

〇議長（高岡一万君）　花川君。

〇７番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。建設機械の運転資格を有する立場からの実務的な観点に加え，行政担当課としてのお立場からの合理的な御見解をいただいた訳ですが，実は，直営方式については平成２８年３月定例会において，時の同僚議員が直営方式について一般質問を行っております。

この提案に対し，担当課からは「プロの業者の技術を必要としない小規模な部分で，地元の協力をいただけるのであれば検討したい。」との答弁がございました。

但し，その時の要件は，あくまで平時における道路補修等であり，機材，重機などの活用想定がこのたびの大規模災害という背景と全く異なりますので，先ほどの担当課長さんの御答弁にもありました，「比較的高度な運転技術を要する。」との御指摘については，災害現場では民間の地域住民の方が，にわ

かにという訳にはいかないのであろうと理解できました。

ならば，誰を運用の主体とするのか，という部分を含め，本件制度設計をお願いする立場から，更に提案を行い執行部の御見解をお聞きしたいと思います。私はこの運用を水防団，本町にあってはすなわち矢掛町消防団ですが，運用をこの組織にお預けすることが最も適当と考えております。重機の運転については，資格訓練を経た団員がこれを行えば，建設課長さん御指摘の比較的高度な運転技術というのも担保できるのではないかと考えています。財源の問題もありますが資格取得，訓練受講などを公費で担い，もって，小型重機等の公用化制度設計の運用面の主体として，これを提案したいと思います。水防・消防団さんは，このたびの災害復旧作業に組織的に取り組み，水害被災者救出，緊急搬送，また浸水家屋の整理及び被災ゴミの撤去・搬出に至るまで，現場・現場で強力にその任に当たってくださいました。そういった状況の中で，前段の重機運転資格取得や訓練については，復旧作業における必須の技術の一つとしてこれを育てて保持する。これは正に公益に適うもので，よって経費支出の根拠になると考える訳でございます。

さらに，消防団の皆さんが水に浸かった重い畳をあげてくださるなど「本当に助かりました。」と感謝の言葉を述べられた被災者は一人や二人ではありませんでしたが，そういった大規模災害時における若い力の必要性と有難さに改めて我々町民は気付くことができました。広範囲にわたった水害・土砂災害時における地域住民と消防団との信頼関係が醸成されたこの一連の足跡が，何よりも消防・水防団が制度運用の主体となる根拠でございます。

そこで，その前提となる重機のオペレーション業務が水防団の水防活動として適うか否か。なぜ土砂崩れの対処が水防団の業務範囲なのかについて安全の担保をからめて論議を交えたいと思います。河川氾濫対応などが主務の水防団と山林崩落土砂災害との関連性は，災害発生の前提として，概ね大雨警報発令という状況が是あり，多大な降雨量に準じて里山地域では急傾斜地や水が集まり，水道となった部分で土砂崩れが頻発いたします。このたびの西日本豪雨災害は，特別警報が発令された状況下でのことであり，つまり，河川氾濫も土砂崩れもすなわち豪雨イコール水がもたらす災害発生要因の一つと認知できます。川であろうが山であろうが，ことにあたる団員が自ずと水への対策について意識統一ができれば，装備を含め水に対する安全な対応及び危険予知にも一定の基準を共有できるのではないかと私は推察するのです。これはそのまま出動する団員の安全保障にもつながるのではないでしょうか。

改めて担当課にお伺いします。自然災害発生時における民地が民地を浸すケースへの素早い対処，早急な普段の生活復元への自主的な仕組みと体制構築について，直営方式による重機のオペレーション業務が水防団・消防団の業務として適うか否か，所管する総務企画課長さんに御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君）　総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　７番議員，花川議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

水防法によりまして，矢掛町は水防管理団体に指定されております。水防管理団体は，水防事務を処理することができるというふうにされておりまして，矢掛町では消防団が水防団を兼務し水防活動を行っています。水防団員・消防団員は，平常時は各自の職業に従事しながら，非常時などには参集して水防活動に従事しているところでございます。水防団の業務は，災害発生時の洪水や高潮等の被害を最小限にくい止めるための活動のほか，５月の水防月間や水防訓練その他の機会を通じまして，広く地域住民等に対しまして，水防の重要性の周知や水防思想の高揚のための啓発，訓練及び危険箇所の巡回，点

検等の活動を行うことでございます。水防団に期待されるこうした業務につきましては，災害の未然防止活動や緊急対応などの自らの地域を自らの手で守る自衛の減災活動ということでございます。

議員さん御指摘の，このたびの災害発生後の復興期におきまして，「浸水家屋の整理及び被災ゴミの撤去・搬出に至るまで現場現場で強力にその任に当たってくれた。」ということでございますが，これは被災者，或いは地域の方々からの要請に応えまして，また，消防団・水防団が被災地域へ貢献したいという，ボランティア活動の一環ということで復旧作業にあたったものでございます。

そして，御提案の水防団によります重機のオペレーション業務でございますが，こうした復興，復旧期につきましては，先ほど申し上げましたように水防団にはその役目は期待されていないことでございまして，復興支援期の重機オペレーション業務を，水防団の業務に位置付けるということは困難であるというふうに考えますのでよろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　花川君。

〇７番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。「復興支援活動については，水防団にその役目は期待されない。」とのこと，これには多少違和感を覚えます。

また，今回の災害で水防団・消防団の活動がボランティア，自主的な活動ということでございましたが，それならばその安全対策はどうだったのか，安全保障はどうだったのかという疑問も残ります。

しかし，そのように規定されているのであれば致し方ありません。このたびの提案の趣旨は正にそこの部分にあり，ルールではそうなってはいるが，だからこそ，自助・共助の意識のもと，地域住民自らことにあたり何とか復旧へ進んでいく，そのための制度設計の要望である訳でございます。

今回の災害を経験して感じたことは，大規模災害は無慈悲だということでございます。河川氾濫による浸水被害を例に挙げると，濁流が一番低い玄関から侵入が始まり，玄関のドアを雑巾やタオルで塞いでも侵入をとめる事が出来ず，上がりかまちを超えいよいよ床上浸水になる時「頼むからもう止まってください。」と心の中でいくら懇願しても，次の瞬間，玄関・掃出し窓・床下収納・勝手口から一斉に濁った水が浸入して，見る見るうちに家の中を泥水が覆い，それを見ながら空しく２階へ避難したとの証言をお聞きました。同様に自宅の裏山，用水の山側から土砂崩れが発生し，家屋・用水路にどんどん土砂が入り込んできて「頼むからもう止まってくれ。」と念じても躊躇なく流入してくる土砂を眺めながら諦めるしかなかったと複数の方々からお聞きしました。もう，心が折れている状態でございます。被災者の方々はそういった精神状態ですから，一縷の望みをもって行政にすがり，救いの手を求めることについては，これは，人情と思う訳です。行政にも出来る事と出来ない事があるので仕方がないにしても，大事なのはそのような災難を乗り越えて元の暮らし，状態を取り戻すための，元気とかやる気とか，前向きな精神性へと導くこと，これも私は復旧へ向けた，行政全体の中の大切な取組の一つではないかと感じます。

それが，例えば現在，目に見える対策としては，災害見舞金とか，住宅応急修理制度とか，災害援護資金とか，生活福祉資金とか，リフォーム補助などである訳ですけれども，今挙げた補助対策のどれも対象にならない被災者，このたびの要望者の中にもおられるわけですけれども，そういった方々のために，せめて自ら或いは御近所の方々のお力を借りて対応，対処が出来る制度設計をお願いするわけです。

このたびの制度設計の提案に関わらず，少しだけでもいいから光明を見い出せるような対策をもって復旧の補助をしてくだされば，賢明な矢掛町民は自ら立ち上がって復旧・復興に取り組まれるはずです。本提案，質問の究極の趣旨はそこにあるわけでございます。

そこで，再々質問として災害復旧についての対処の仕方は諸々ある中で，このたびの質問の中で提案したことも含め，本件についての概観の一端で結構ですから，この際，山野町長さんの御答弁を求めます。

○議長（高岡一万君）　町長。

○町長（山野通彦君）　まず，この西日本豪雨災害に被災されました被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げますと共にですね，この間非常に多くの方に御支援をいただきました。県外，県内，町内それぞれの方にいろいろな立場で御支援いただきました全ての人に心から感謝申し上げたいと思います。

このたび，半世紀ぶりの大災害でありましたが，今，花川議員の質問を聞く中では現場を検証してですね，一人ひとりの声を今質問されたというふうに思います。質問の内容については，私と全く同感でございまして，１番悩んでいるところでございます。どこの首長も全国同じだろうというふうに思います。その災害の大きさということに関して，今御質問でありますけれども直接な制度としましては，今，支給その他お見舞金，支援金等々進行中でございますが，それ以外にこの予算で１７億円予算をこれから，今も執行しておりますが，これが全部済んできますとですね，今，議員が言われるような町が，この形がでてくるだろうというふうに思います。

それぞれの課長が今答えましたが，期待する答えではありませんでした。１番難しいことの質問であったかというふうに思います，それが１番住民にということでございますが，やはり行政といたしましてですね，公助というよりか公の事業，なんにしても率先してですね，全住民が影響があること，これをですね，道路，河川，そして，また公的学校，保育園そういう所をいち早くやっていくといくことが重要なのと同時に，よく言われますように，自助・共助・公助という言葉がございます。民の場合にはですね，できるだけ自助で頑張っていただく。そして，その中にお友達，御近所等々の方々で御支援をいただいてですね復旧へもっていっていただく，それでもできない所が公助の役割ということでございます。

今，私のところへ何百件というのがきておりまして，その中ではですね，まず大きな金額でありますので，いかに激甚災害を受けた以上は国の財源へいかにのせるかということをここ数箇月，一生懸命，今やっております。それから国でまとめられるところもですね，まだ確定はしていません。予算はありますけれどもですね，皆さんの要望をできるだけ予算化してそれを実現していくというのを今，国と交渉をやっておるという状況でございます。

そこで，漏れた分には県の立場になろうかというふうに思います。県の役割は何なのかということで，それも２段階方式で交渉しておるということでございます。それ以外にも，今度予算の中にもそういう声もありながら単独の予算も実施をしております。そこでですね，今言われる完全の民の場合，自分の裏山も個人，敷地も個人，建物も個人というような場合にどうなるのかということであろうかと思います。今までの実態ではですね，急ぐ所は自らやっておられる所，そしてまた重機を入れられている所，しかしながらそれでもできない所に関しては，災害ボランティアセンターの方へ個々に一件一件ですね担当と連絡取りながら，このケースは支援して土砂を撤去できるのではないかということを分析して，ここまできております。今議員が言われるところについてはですね，また個々にあるんでしたらお知らせ願ってですね，どういう形のケースが今何百件の中を整理する最中でありますので，「ここは，困る。」「ここは，どうして欲しい。」というところを整理しながらですね，最大限の支援をできるとこはやっていきたいというふうに思います。声が挙がっておる状況で常識的に思うところについては今回の予算の

中でも，単独予算というのをやっております。そういう面からですね，どの程度どうかというのは個々には全部分析できていない，今，最中でありますのでですね，本当の民でも困られるところ，そのへんは議会も協力いただいてですね，民は民でもですね，この程度だったらですね，民間レベルの災害であろうとも支援しなきゃならないという所は出てくるところを，最後のチェックになるかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから，先ほど消防，水防団のこれも公務員法でありますのでですね，やはり，一つのルールがあって十分ですね積極的な提案だと思います。多分，全国でもそうないかもわかりません。そういうことの道を開けるということになりますと，関係者，行政だけではどうにもなりませんので，水防団の消防団の考え方等々，それから最初のオペレーションの話がございますが，やはり安全ということが一番だろうと思います。こういう危険なことをやってですね，また被害が起きても困るので，ある意味では，議員が思われる危機的な状態の場合にはですね，やはり民であろうとも公的な出番がでてくるんではないかなというふうに思います。

それはですね，いつもの災害ではなしに，今回は激甚災害の指定を受けております。大義名分が私の立場からあります。そういうことを踏まえてですね，具体的な事例があったら，是非私の方へ相談いただいてですね，一つの参考にもさせていただき，一つの決断にさせていただければというふうに思っておりますので，すばらしい積極的な御質問に対して敬意を表すとともにかなり難しい質問ではございました。先ほど私が言いました，今の事業の分析，そして，また執行なんかででですね具体的な案があったらお知らせいただいて，対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　花川君。

○７番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。

声が挙がっている所は，町単独でも予算をつけて対応すると，正に心を寄り添えていただいていることに安心をいたしました。また，公助の部分はしっかり対策，対応してくださっていると，今後期待することができるというような感じを受けました。誠にありがとうございました。

被災後，ある方から暑中見舞いを頂戴しました。被災のお見舞いのお気遣いのお言葉と共に“洪水は文明の原点である”との示唆に富んだ一節が記されておりました。古来，人類は洪水に犯されるたびに，知恵と工夫で乗り越え，これを繰り返すうちに文明が花開いたということに鑑み，このたびの災害を教訓に議員の立場でしっかり対処対策に取り組めとの叱咤激励と私は受け止めたわけです。

それはそれとして，厳しい財政状況にあって重機購入を前提とした本提案は必ずしも得策とはいえないかもしれません。また，町長がおっしゃったとおり安全の問題，これが一番大事でございますから，そういったこともなかなかこれはクリアするのが難しいかと私も今の御答弁の中で感じました。

しかし，自然災害はこのたびのような豪雨水害だけではなく東南海トラフ大地震などの激甚災害発生が現実味を帯びてきた今日，町民自ら財産・生命を守るべく自助の意識を持つべきであるし，その意識の集合が共助であるのですが，地域の防災・減災・復旧・復興については，やはり少なからず矢掛町消防団・水防団の組織力に頼ることになるのではないかと私は推察いたします。

国の方でも2020年末に廃止される復興庁の後継組織として防災省の設置を全国知事会は先月，国に提言要望いたしました。もし，これが実現すればさまざまな思いもかけない防災・減災体制の構築が国から下りてくるかもしれません。町民自ら対応できる制度設計と，消防・水防団の対応行動の練度涵養によって，安心安全な助け合う町，また若い力が緊急時に躍動する町の環境醸成は必ず町力と申します

か，矢掛町の底力につながると私は考えます。常に政策を先取りをしてこられた御経験と合わせて，こういった政策への取組は山野町長さん御提唱の“一流のふるさとづくり”の実現にも適うことと推察しますので，本件御検討を切にお願いし，私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君）　続きまして３番，原田秀史君お願いします。３番，原田君。

○３番（原田秀史君）　議席３番の原田でございます。

まず，７月の豪雨災害によりまして被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは，通告に従いまして質問をいたします。７月の西日本豪雨によりまして全国１８府県の農業用ため池 907 か所が被災し，うち堤防の決壊が６府県で３１か所ありました。岡山県におきましても 228 か所が被災し，そのうち４か所で堤防の決壊があったと新聞で報じております。町内でも５か所のため池が被災しましたが，幸いにも大きな被害はなかったとお聞きしております。

そこで，このたびの災害に関連いたしまして町内の農業用ため池に関する質問をいたします。

まず，１点目といたしまして，近年の豪雨や大規模な地震により多くのため池が被災し，大きな被害が起きていることを踏まえまして，自然災害を未然に防止し，今後のため池の防災・減災対策を推進することを目的に平成２５年度から平成２７年度の３年間で全国の防災重点ため池及び受益面積０.５ヘクタール以上の農業用ため池９万 6,074 か所の一斉点検を都道府県，市町村が主体となり実施されていると思いますが，町内での調査対象箇所数及び調査方法。そして，その調査結果，早急な対策が必要なため池があったのか。

２点目といたしまして，岡山県では防災重点ため池とは，堤防だと１５メートル以上また貯水量１０万トン以上で下流１キロメートル以内に人家が存在するため池又はその他警戒すべきため池とする必要の認められた ため池と定義付けされております。そして，その防災重点ため池に選定されますと決壊した場合に想定されます浸水範囲，最大水深，到達時間，避難場所等を１つの地図上に表しました ため池ハザードマップを作成し，公表するよう国が各自治体に求めていると思います。７月１８日の新聞報道によりますと全国４６都道府県の１万 1,362 か所の防災重点ため池のうち 5,441 か所で作成し，公表したものは約４０パーセントの 4,000 か所であり岡山県においても 229 か所のうち８０か所で作成し，公表したものは約２３パーセントの５４か所ということですが，町内の防災重点ため池の数及びハザードマップの作成，公表状況について。

３点目といたしまして，農林水産省では今回の決壊被害があった ため池のうちで，この防災重点ため池に選定されていたものは４か所ということを踏まえまして，下流に人家がある場合はもれなく指定するよう選定方法の見直しをする方針ということですが，矢掛町の防災重点ため池以外の農業用ため池のうち，平成３０年度で矢掛町災害防止会議連絡会議の資料の中にあります改修の必要のある６か所のため池を含めまして，ある程度，5,000 トン以上の貯水量があり下流に人家があるため池の数，また，そのため池について，今後ハザードマップの作成・公表を考えているのか。

続きまして，４点目といたしましては，今回の西日本豪雨を受けまして，斎藤農林水産大臣は７月２０日の閣議後の記者会見で，全国のため池のうち１３万か所を対象に緊急点検を行い，使われていないため池については廃止を検討する考えを示したと報道されていましたが，今の時点で農林水産省，県より具体的な通達・指示はあったのか，また，ため池台帳に登載されているため池のうち現在使用されず，用途廃止をした農業用ため池の数，そして，用途廃止された ため池については水が貯水されないよう，どのような処置をされているのか。

以上の４点につきまして，担当課長より答弁を求めます。

〇議長（高岡一万君）　建設課長。

〇建設課長（渡邊孝一君）　それでは，３番議員，原田議員さんの御質問，農業用ため池について，４点の御質問をいただいておりますので，建設課よりお答えをさせていただきます。

最初に，農業用ため池につきまして，少し本町の現状を簡単に御説明いたします。現在，本町でため池台帳に登録のある農業用ため池は１６２か所でございます。うち，県所有２か所これは鬼ヶ岳ダムと第２星田池ダムでございます。町所有のため池が１１８か所，財産区所有２か所，組内所有４か所，個人所有３６か所といった状況でございます。

では，まず１点目の御質問，矢掛町が実施した ため池一斉点検の調査対象ため池数でございますが９７か所でございます。この調査は平成２５年から２６年までの２か年で実施しております。調査方法といたしましては，点検を土地改良連合会に委託し，堤体の基礎的諸元，堤高，堤長など，満水位・法面勾配等の現地測量，併せて堤体老朽度としてクラックや漏水調査等の現地調査を実施するとともに，ため池の背後地やため池管理状況についての確認を行っております。一斉点検の結果，詳細な調査の優先度が高いと判断された，ため池は２７か所ございます。このため池につきましては，岡山県等が必要であると判断するものについて，計画的に実施するよう努めることとされておりまして，２７か所すべてのため池で詳細な調査を実施しており，緊急な対策が必要なため池はございませんでした。

２点目の御質問でございますが，町内の防災重点ため池は江良地内の丁老池及び宇角地内の宇角池の２か所でございます。また，ハザードマップについても既に作成済みでございます。ハザードマップの公表状況につきましては，関係する地域住民の皆様に配付するかたちで既に公表をしております。

３点目の御質問でございます。5,000 トン以上の貯水量があり下流に人家のあるため池については，６７か所ございます。ハザードマップの作成については現在作成をしておりません。県に問い合わせたところ，これらのため池のハザードマップを作成している市町村は現在のところ，無いとのことでございましたが，担当課といたしましては，今後の検討課題というふうに考えております。

４点目の御質問でございます。７月２０日の斎藤農林水産大臣の会見を受けて，具体的な通達，指示はあったかといった御質問ですが，国は都道府県に対し，下流の民家や学校，病院に被害を与える可能性のある全てのため池の緊急点検を要請したと新聞報道等で聞き及んでおります。７月豪雨で甚大な被害を受けた，岡山県・広島県・愛媛県に対しては全国の農政局より職員を派遣し，全てのため池の点検を行っております。本町におきましても８月から，東北農政局より派遣された職員によります点検がすでに実施済みでございます。点検結果につきましては，９月中に取りまとめ報告される予定というふうに聞いております。

また，ため池台帳に記載され，管理者より使われていないと報告のありました農業用ため池は３５か所でございます。今までに，用途廃止された ため池については，町所有のため池は，必要に応じて埋め立てや，堤体の撤去などの貯水機能を無くす廃止工事を実施し管理しております。個人所有の池につきましても，同様に貯水機能を廃止する工事等をお願いし，所有者において適切な管理を，お願いをしております。

以上４点について，回答させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　原田君。

〇３番（原田秀史君）　それぞれにつきまして，御答弁いただきましてありがとうございました。

再質問ということで何点か御質問をいたします。
まず，１点目にお答えをいただきました鬼ヶ岳ダムと第２星田池ダムを除いた ため池 160 か所のうち９７か所が調査対象でその調査の結果,詳細調査の優先度が高いと判断された ため池は２７か所ということでございましたが，その２７か所についての判断基準及び過去において堤防の改修工事があったのかをお尋ねいたします。
そして，３点目の防災重点ため池以外のため池のハザードマップの作成については担当課として今後の検討課題ということでございましたが，国，県の制度を活用しハザードマップを作成するためには,まず防災重点ため池に選定しなければならないかと思います。ちなみに，岡山県の，防災重点ため池 229 か所のうち，貯水量でみますと 5,000 トン未満の池が１０か所，5,000 トンから１万トンまでが１７か所，１万トンから５万トンまでが１７か所，５万トンから１０万トンまでが３８か所，１０万トン以上が 119 か所となっております。矢掛町のため池のうち半数以上は 5,000 トン未満で１０万トン以上のものはなかったと思いますが，そうした現状の中で防災重点ため池の選定，そしてハザードマップの作成基準をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。
次に，４点目の用途廃止した,ため池については埋め立てや堤防の掘削などで水が溜まらないように工事をしておられるようですが，やはり工事となりますとそれ相当の経費がかかると思いますが，その中で，受益者つまり地元の負担割合をお尋ねいたします。
以上３点について答弁をお願いいたします。
〇議長（高岡一万君）　建設課長。
〇建設課長（渡邉孝一君）　それでは，農業用ため池についての再質問についてお答えをさせていただきます。
まず，１点目の御質問，一斉点検で調査を実施いたしました９７か所の選定基準でございますが，受益地０．５ヘクタール以上のため池について実施をしております。
また，一斉点検の結果，詳細な調査の優先度が高いと判断された ため池の選定基準は，豪雨に対する判定と地震に対する判定の２項目に対して，ため池の構造・周辺環境・影響度・依存度・立地条件の６つの項目に数値化し総合判定を行っております。今回の詳細な調査の優先度が高いと判断された ため池は，全て地震に対する判定で再調査が決定しております。
また，２７か所のうち過去に堤体の改修工事を実施した ため池は６か所でございます。
次に，ハザードマップの作成について町の基準はといった御質問ですが，先ほども回答させていただきましたとおり，矢掛町の防災重点ため池については，既にハザードマップを作成しております。
本年度，全国的にため池の全数調査を実施しており，この調査後にハザードマップ等に関してもなんらかの方針が，国や県から示されるのではないかと考えております。
まずは，今回の点検結果を待って，その後の国や県の動向により基準についても適切に対応してまいりたいと考えております。
最後に，用途廃止に係る受益者負担金の割合は，事業費の１１パーセントでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。
〇議長（高岡一万君）　原田君。
〇３番（原田秀史君）　御答弁ありがとうございました。町内の防災重点ため池の宇角池，丁老池については，ため池ハザードマップは作成し関係地域住民の方に配付という形で公表し，それ以外のため池

については，本年度の全体調査の後，国，県の方針を見極めて対応するという回答でありましたが，農業用ため池の築造は明治時代以前の幕藩時代，江戸時代ですね，に築造されたものがほとんどで，これ一説によりますと８６パーセントということでございます。こうした ため池は，老朽化が進み堤防が損壊し決壊の恐れがあるものも少なくないとのことです。また，築造後，大規模な堤防の改修工事が行なわれ始めたのは昭和４０年代になってからと思われます。町内のため池につきましても，課長の答弁にありましたように２７か所のうち改修工事をしたものは6か所ということでしたが，９７か所を対象にすればもう少しあるのかと思われますが，まだまだ未改修のため池が多くあるというのが現状ではないかと思います。

いずれにいたしましても，近年は災害が激甚化し，集中豪雨や大規模地震によりまして多くのため池が被災し，決壊により人命，家屋等に多大な被害をもたらさせている現状をみますと危険なため池の改修工事が早急に必要ではないかと思いますが，その改修工事に多大な費用がかかり受益者の負担も大きいなど多くの課題があり，現実的にはなかなかすぐにとはいかないのではないかと思われます。こうした現状を踏まえましての喫緊の防災・減災対策の一つとして，ため池の決壊時に対処するための手段といたしまして，ため池ハザードマップを活用するのが有効ではないかと思います。そのための，ハザードマップの作成基準につきましても，まず，平成２５年度と２６年度に調査した ため池９７か所のうち作成済みの２か所のため池を除き，先ほどの答弁にもありました，下流に人家がある６７か所のうちから決壊した場合に人命，人家及び公共施設等に多大な被害を及ぼす警戒すべきため池をピックアップし，重点ため池に選定するのも一つの手法ではないかと思います。

また，ハザードマップを作成する際には該当するため池の管理者等，地元の実情に詳しい関係住民と共に過去の災害履歴，ため池の管理，地形を含めました，周辺の状況等を次第においたワークショップを開催するなど，関係者の論議の中で作成をしていただき，公表につきましても幹線町道，県道，国道，広範囲で皆さんが使用されます公共施設に被害が及ぶと想定されるため池については広い範囲での周知をしていただければと思います。

いずれにいたしましても，国，県の動向といったこともあると思いますが，“転ばぬ先の杖”ということわざのとおり早急にため池ハザードマップを作成，公表し，有事の対策の一環にすることをお願いいたします。

また，用途廃止した ため池３５か所については貯水機能をなくす工事をし，管理されているということでしたが，私も先日美川，矢掛，三谷，小田地区の廃止した ため池９か所を見てまいりましたが，そのうち埋め立て工事をしていた池が４か所，斜樋，底樋での排水が４か所，残りの１か所では7，８割の貯水量があったという状況でした。7月の豪雨災害の折にも，廃止した ため池に隣接する山林からの山崩れが発生した土砂が池に流入し，下流域に被害が来そうだという心配する声をお聞きいたしました。幸いにも，決壊等の被害はありませんでしたが，このように用途廃止した ため池につきましては，管理者もおらずなかなか目が届かないのが現状ではないかと思います。今後も，耕作放棄地の増加と共に山間部からこうした用途廃止のため池が多くなってくるのではないかと思われます。廃止工事に伴う地元負担金の１１パーセントを負担する受益関係者が減少し，それぞれの負担が多くなるという現状をみますと廃止工事もなかなか容易ではないかと思われますが，人家に近く，ある程度の貯水量のあった ため池に関しましては行政主導で廃止工事の徹底を，お願いをいたしたいと思います。

以上，ため池のハザードマップの早期の作成と今後発生すると思われます用途廃止された ため池の廃

止工事の徹底をお願いいたしまして，私の質問を終らせていただきたいと思います。

○議長（高岡一万君）　続きまして，１番田中輝夫君お願いします。

○１番（田中輝夫君）　議席１番の田中でございます。

先の西日本豪雨災害で被災されました皆様には，心よりお見舞いを申し上げます。また，その災害対応に早急にあたられました職員の方々，皆様には，感謝と敬意を表します。

それでは通告に従い質問をさせていただきます。矢掛町育成牧場に関する質問でございます。矢掛町育成牧場は畜産振興を図るため，草地開発と牛の放牧により，優良牛の育成に努め，酪農家にとって大きな役割を果たしてきました。

しかし，近年の酪農経営は多党化となり酪農家個数の減少，預託牛の減少で，平成３１年３月末をもって，廃止，閉鎖するということが２年前に決定されております。そこで，育成牧場を閉鎖した後の約100ヘクタールにわたる広大な土地の管理はどうなるのか，今は採草地としてきれいに管理されていますが，数年管理をしないとなると，すぐ雑木林，山林になります。牧場閉鎖後の土地活用計画等，検討されているのかお尋ねします。

また，育成牧場又は育成牧場が窓口になって町外の酪農家の方が，小田川の河川敷を活用した牧草生産を行っています。それは牧草採取のみならず，景観保全と河川内の雑木抑制による流量確保など多面的な貢献があります。牧場閉鎖後は河川敷で牧草採取は中止になるのか，継続していけるのか，今後の計画をお尋ねします。担当課長さん，御回答の程よろしくお願いします。

○議長（高岡一万君）　産業観光課長。

○産業観光課長（妹尾一正君）　１番，田中議員さんの矢掛町育成牧場の土地の管理についての御質問について，産業観光課からお答えします。

まず，平成３１年３月末には，一般社団法人矢掛町畜産公社が預かっております牛の頭数がゼロとなる予定でございますので育成事業は終了となります。

なお，今後の土地の管理につきましては，利用可能な範囲の確認も含めまして，矢掛町の発展のために地域環境に優しい事業展開ができますように，多角的な方面から検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　１番議員，田中議員さんの御質問，矢掛町育成牧場についての２点目の御質問について建設課よりお答えをさせていただきます。

育成牧場又は牧場が窓口となって外部が実施していた小田川河川敷での牧草生産は今後も継続できるのかといった質問内容だと思います。当然の事ではございますが，小田川の河川管理者は岡山県でございます。これまで，河川アダプト事業できれいになった低水護岸の維持管理の為，矢掛町が河川占用許可を申請し河川敷を有効活用する団体と覚書を取り交わし河川管理を実施しております。

議員の御質問にありました，矢掛町育成牧場が生産している牧草地は，現在はございません。育成牧場が生産していた箇所において牧草を生産されておりますのは井原市の美星町草地組合でございます。生産地区は，中川・矢掛・山田・三谷の４地区，１０か所，生産面積は19.9ヘクタールでございます。今後も継続して生産の意向であり，矢掛町の河川敷景観の維持のために年３回の刈り取りを４回に増やすなど工夫を凝らしていきたいとも述べられておりました。

以上のことより，継続的な河川の景観保全が継続できるものと考えておりますのでよろしくお願いい

たします。

○議長（高岡一万君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　産業観光課長さん，建設課長さん，御答弁ありがとうございました。牧場はまだ継続，営業しておりますが，牧場閉鎖後も土地の有効活用と地域の活性化に資する取り組みにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また，小田川河川敷の牧草生産は，町外の草地組合の方が牧草生産を継続できるというふうなことの回答で，景観保全と水の流れを阻害する雑木の抑制になるというので安堵いたしました。

次に，小田川河川内の中州の雑木についての質問でございます。西日本豪雨災害後，小田川河川内で生い茂った雑木が，水の流れを悪くしていたのではないか。これは天災というが，河川被害が拡大したのは，浚渫してこなかった国や県の人災と言えるのではないか。というふうな声が多くあります。

西日本豪雨災害は，政府が激甚災害と指定した後，直ちに真備町内の全域にわたる小田川河川敷や中州の雑木は国によって伐採されました。一部，浚渫もされております。本町内の小田川河川内の雑木は，県等によって伐採される予定はあるのかどうかお尋ねいたします。建設課長さん，御回答の程よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　建設課長。

○建設課長（渡邉孝一君）　１番議員，田中議員さんの御質問，小田川河川敷雑木について建設課よりお答えをさせていただきます。

今回の西日本豪雨災害で甚大な被害を受けました倉敷市真備町管内で，田中議員御指摘のとおり，被災後，河川内の伐採，浚渫が国の直轄事業として急ピッチで進められ瞬く間にきれいな状況となっております。本件に関しましては議員さんからだけではなく，多くの町民の方から同様の御意見をいただいておるところでございます。

小田川は真備町境付近から上流は岡山県の管理区域であり，真備町の大半は国の管理となっており，管理者の違いによる対応の差を感じております。

矢掛町では数年前より県から財源付きで委託を受け，継続的に河川のリフレッシュ事業にて小田川の伐採を計画的に行い，河川アダプト等町民の皆様の御協力をいただきながら継続的に適切な河川環境の保全に官民力を合わせ努力してまいりました。その結果，被災以前の真備町管内の小田川と比較してかなり良好な状態を維持していたというふうに自負をしております。

このたび，この管理区分による対応の違いに対し，矢掛町より県に対して町長を先頭に強い申し入れを行い，先日，県から矢掛町分に関しても，今月より雑木の伐採及び浚渫に着手する予定であると回答がありました。本年度は，緊急性の高い場所より順次着手し，今後につきましても継続的に実施する計画であるとの事でございます。

以上でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　田中君。

○１番（田中輝夫君）　建設課長さん，御答弁ありがとうございました。小田川の河川環境について，本町は数年前より河川敷の伐採を実施し，景観保全，流量確保に努めたことは承知しております。今月より順次，雑木の伐採のみならず，河川内の堆積している土砂の撤去が計画されているとの回答でした。河川内の流量確保は，堤防を高くするよりも，浚渫する方が，費用対効果，費用が安くすむという話も聞いております。それと，浚渫の必要な所は小田川だけでなく，小田川の支流にもまだ沢山あると思わ

れますので，今後も引き続きまして県の方へ要望していただきまして，私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長（高岡一万君）　お諮りいたします。ここで１５分程度休憩したいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって１０時５５分まで休憩といたします。休憩。

午前１０時４０分　休憩

午前１０時５５分　再開

〇議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引続き，会議を開きます。８番川上君。

〇８番（川上淳司君）　議席８番の川上淳司です。通告により質問いたします。

まずもって，７月豪雨で災害を受けられました町民の皆様にお見舞い申し上げます。

そして，町民の皆様に対して昼夜を問わず対応していただきました，町職員の皆様に感謝申し上げます。

早速ではありますが，質問に移らせていただきます。質問としましては，今回の災害についてです。私が，２８年の６月に質問を行いました，小田川への強制排水についてですが，災害が起こってしまった今となっては後の祭りでしかありませんが，今回の修繕計画において，以前お話しした通りの排水量を多くしての改修となるかどうかをお聞きします。

そして，今回小田川の決壊した場所についてですが，すべての箇所が水門付近の場所で決壊が発生しているように思われますが，どのようにお考えになりますでしょうか。

そして，堤防改修時に水門の状況をどのようにされるかを県と協議するかどうかの３点について質問させていただきます。建設課長よろしくお願いします。

〇議長（高岡一万君）　建設課長。

〇建設課長（渡邉孝一君）　それでは，８番議員，川上議員からの質問，小田川の堤防決壊について３点御質問いただいておりますので建設課よりお答えをさせていただきます。

まず，１点目の御質問ですが，今回の豪雨により被災し稼働不能となった小田川への排水施設はすべて農業施設で小田川下流側より中排水機場・福万排水機場・大仁五排水機場・矢神排水機場の４か所でございます。いずれの排水機場も河川堤防の越水による浸水が原因でございます。

そして，大仁五排水機場は矢掛町で災害復旧，それ以外の排水機場は県が設置しており岡山県で災害復旧にあたります。現在の復旧状況は福万，矢神，大仁五排水機場は応急復旧が完了しております。中排水機場に関しましては，今月上旬に応急復旧が完了する予定でございます。

御質問の内容といたしましては，今回の修繕計画において排水量を多くしての修繕・改修となるかどうかといった御質問でございますが，結論から申しますと排水量についての変更はございません。今回の被災に対する災害復旧事業は現況復旧が原則でございまして，能力の向上は認められておりません。

しかし，主だった故障箇所が電気系統の配電盤であるため，対策の一環として配電盤の位置を可能な限り嵩上げをする要望をいたしております。

当面の対応としては以上でございますが，被災後，管理者の皆様と今後の対策等について既に２回，関係者出席のもと，会議を実施しており岡山県にも能力の向上を含めた改善要望を伝えております。県の回答として，今後の排水機場の更新期には再度，能力を検討するとの回答を得ておりますのでよろし

くお願いいたします。

２点目の小田川堤防決壊の原因についてでございますが小田川の管理者であります，岡山県土木部河川課に原因の照会をいたしましたところ「決壊の主な原因は越水によるものと思われるが，他の要因があるかどうか，現在究明中である。」との回答でありました。

３点目の堤防改修時に水門の状況をどのようにするのかといった御質問ですが，水門の点検につきましては今回の補正予算で計上をさせていただいております。

まずは，水門の点検を実施し，その結果によりまして必要が生じた場合は，関係者との協議を実施したいと考えております。

以上でございますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　川上君。

〇８番（川上淳司君）　ありがとうございました。再質問させていただきます。確かに復旧は大事でしょうけど，今日も，もう台風がまいっておりますが，災害はいつ起こるかわかりません。その対策を悠長に待っているわけにもまいりませんので，復旧後の今回の災害に対応できる堤防の補強及び設備の構築ができるかをお伺いしたいんですがお願いします。

〇議長（高岡一万君）　建設課長。

〇建設課長（渡邉孝一君）　川上議員さんの再質問，復旧後の今後の災害に対する対応策についての御質問にお答えをさせていただきます。

小田川堤防修理について，河川管理者であります岡山県土木部河川課に照会いたしましたところ「河川の決壊の原因は現在究明中であるが，再度災害を防止する復旧工法を検討してまいりたい。」との回答を得ております。

以上でございますので，よろしくお願いいたします。

〇議長（高岡一万君）　川上君。

〇８番（川上淳司君）　建設課長，ありがとうございました。早急な御対応よろしくお願いいたします。続きまして２つ目の質問に移ります。

質問としましては，今回の災害の避難についてです。警報がなかなか出なくて，避難指示の時間が遅くなったことが，避難を遅らす要因となったことは良い教訓になったと思います。私も，避難をした人間として経験したことを今後に活かしていきたいと思うわけですが，今回の避難指示が遅れたことをまずお伺いしたいです。

次に，今回避難された方から聞いた中で，「耳が浸かるまでわからず寝とった。」っていうふうなお話も聞きました。避難指示になった時の周知がどのようになされたのか，そして避難した皆さんに言われたこととして，現在の状況が全く分からないので状況周知をどのように行ったのか。

そして，最後に避難場所でのことですが，避難するのがやっとの人に対する物をどのように配付がなされたのかを，避難所にどの程度の備蓄があったかと併せてお聞きしたいと思います。

以上３点，総務企画課長よろしくお願いします。

〇議長（高岡一万君）　総務企画課長。

〇総務企画課長（奥野隆俊君）　８番議員，川上議員さんの今回の災害の避難誘導などについての御質問にお答えさせていただきます。

はじめに，町の防災体制，災害への対応状況などにつきまして，説明をさせていただきます。町では，

梅雨時期への災害への対応ということで，自治協議会長，土地改良区理事長，民生児童委員協議会会長，消防団の幹部，町議会，警察，岡山県などの関係者が参集して，災害防止連絡会議を５月２９日に開催し，危険箇所の確認，災害時の対応方法，防災体制の確認を行ったところでございます。

また，広報６月号では，災害への備え，災害時の対処方法，町から発令される避難情報の内容，また，その際とるべき行動などにつきまして，２ページの特集でお知らせをいたしました。

また，７月６日の災害発生３日前には，町幹部職員，幹部会議の中で災害対応の確認を行いまして，職員へ災害対応の周知を行ったところでございます。

災害発生の前日の５日午後６時３０分に大雨警報が発表されました。水防警戒本部をその際，設置をいたしました。この時には，岡山県の北部の方で大雨が降っておりました。その後，夜の間に矢掛町を越えて，岡山県の南部で大雨が降り，６日の午前９時に水防本部を設置し，警戒を行っておりました。矢掛町を除いた県のほぼ全域が周辺の各市町村には土砂災害警戒情報が発令されておりました。そうした状況の中，午後８時には災害対策本部を開設いたしまして，参集可能な全職員での対応する体制をとりました。老人センターの方に自主避難所を開設いたしまして，土砂災害警戒情報が午後９時に発令されました。それによりまして午後１０時に避難準備・高齢者避難開始を発令し，午後１０時４０分に大雨特別警報が発表され，避難勧告を発令し，避難を呼びかけたところでございます。気象情報等は確認しながら情報をお知らせしたところでございまして，避難に関する情報発信が遅れたというふうには考えておりません。

次に，気象情報や避難に関する情報発信でございます。これらの情報周知の方法としては，有線放送，町のホームページへの掲載，情報配信メール，矢掛放送，ＮＨＫへの情報提供等によりまして発信いたしたところでございます。さらに，消防団による警戒広報，自主防災組織による活動でも周知が行われたというふうに伺っております。

次に，避難場所でございます。町指定の避難所は１３か所ございます。このたびの避難所の開設では，中川を除く各地区の小学校の体育館，中川地区につきましては小学校体育館が小田川の近くということでございますからＢ＆Ｇ海洋センターを指定し，自主避難所として開設した老人センターを含めまして８か所を避難所として開設をいたしました。

また，地域の公会堂等も，一時避難所として一時開設していただいた地区もございます。避難所につきましては，通常は体育館，老人福祉施設として機能しており，それぞれの施設に備蓄物資は備えておりません。避難所開設にあたりましては，まず避難者を受け入れるために施設を開けまして，“避難していただくこと”，“人命を守ること”ということを最優先に対応いたしたところでございます。

このたびの災害では，町全域，広い範囲での災害発生が懸念されるという中で，その対応を余儀なくされまして，情報収集，現場での緊急対応等，全職員で対応をする中で，避難所開設当初には物資が不足していたという状況もございました。大変御迷惑をお掛けしたというふうに思っております。雨が落ち着いたのち，避難所への物資搬入を順次進めたところでございますので，よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　川上君。

○８番（川上淳司君）　ありがとうございました。今回災害で避難した人間として言わしていただきますと，私はＢ＆Ｇ海洋センターの方が我が家から一番近いとこなんで，そちらに避難させていただきました。その中で備蓄されている物がないという状況が一番困ると思うんです。

今回，消防署の方，消防団の方，救助されてずぶ濡れになった方を連れて来られるのが，どうしても

Ｂ＆Ｇ海洋センターに連れて来られました。そうすることによりまして，Ｂ＆Ｇ海洋センターには幸いにもシャワーがありますので，温水シャワーに入っていただいて温まることはできたようですけど，後の状況が，ようするに毛布等がないとか，そういうふうな備蓄品が全くないような状況ではちょっと困るんではないかなと思いますし，当然のことながら避難場所としての避難よりは，緊急避難場所がどうしても今回の１番浸かった地区に，１番近いとこであるのがＢ＆Ｇ海洋センターであったと思われるんで，そこにどうしても人が集中するっていうのが仕方ない部分なのかなと思っておりますので，そういうふうな部分のとこになるようなとこは今回も今日もそうですよね，Ｂ＆Ｇ海洋センターと老人センターが避難所になってると思うんで，最低でもそういうとこには備蓄品を備えるべきかなと思っとりますので，今後の備蓄品の量の点検とかいうのもいい機会ですのでやっとくべきかなあと思っとります。そういうふうな部分をちょっと今後考えていただきたいなあと思いますが，総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（髙岡一万君）　総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　８番議員，川上議員さんの再質問にお答えいたします。

避難所の物資ということでの指摘でございます。

このたびの災害では，洪水・土砂災害など被害が町全域に及ぶことが想定される中で，町全域を対象に避難情報を発令して，避難所開設当初の避難者は約８００名という状況でございました。

このために，毛布等の物資が不足し，御迷惑をお掛けいたしました。大変申し訳ないと思いますが，そういった中で，その後，全国各地から応援・支援物資を送っていただき，また購入するなどして対応したというところでございます。議員さん御指摘の物資の点検確認を進めてまいりたいというふうに思います。

また，このたびの経験・教訓から得られたものは非常に多いというふうに感じております。今後，避難所運営をはじめとした防災体制，応急対応，復興支援などにつきまして検証いたしまして，今後の防災体制・計画に反映させてまいりたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○８番（川上淳司君）　ありがとうございました。本当に今後考えられることが特にあった，いい教訓になったとこだと思いますんで，同じことを２度轍を踏まないようによろしくお願いいたします。

そして，一つ付け加えますと中川の潰れてますが，グレードワンさんが相当の方を受け入れていただいているようで，道路を通っている人が一番安全のとこということで，どうもグレードワンの２階の中へ相当の人が避難されたようですが，そのことには全然触れてもらえんのじゃなあと言うふうなことを社長の方から言われてますんで，ひとこと付け加えさせていただきます。

併せまして，今回の災害が水害，土砂崩れだったから良かったのかなあというふうな言い方は悪いんですけど，本当に東南海は来る来ると言われてこういう状況ではだめだと思います。

やっぱし，東南海はどれぐらいの規模で地震が起きるかはわかってないんで，本当に家が何軒も倒れるかもしれない，その中へ入って物を取れないっていう状況の中で，全く物がない状況で避難者は出て来ると思いますので，今後の避難者のためにもやっぱしこれからの備蓄品，避難所の備蓄品は最低でも必要な部分を今回の避難者の人数だけでも確保いただくようにお願いしていきたいと思います。

それから，何のために災害訓練というか防災訓練をやられているかというのが全然身になってないのが今回の災害だったと思いますので，やっぱしそこらへんはもう少し皆さんで考えられて，もっと町民の方が安心して暮らせるまちを，まちづくりをつくっていくべきだと思っておりますので，そこを強く

お願いしまして私の質問を終わりたいと思います。本日はありがとうございました。

○議長（高岡一万君）　続きまして，５番，石井信行君お願いします。石井君。

○５番（石井信行君）　５番議員，日本共産党の石井信行です。質問に先立ちまして，今回の豪雨災害で被災されました方々に，心からお見舞い申し上げます。避難生活を強いられて，２か月経った今も，我が家に帰られない方々が沢山おられます。一日も早い復旧ができますように願っております。それから，最前線で山の上まで雨の中を歩いて，谷川の底を一緒に歩いてくださった職員の方々，本当にその労苦に敬意を表したいと思います。

一つ目，まず豪雨災害の予防について町長さんにお尋ねします。町政懇談会のたびに中川地区の田鶴橋から，川面地区の向山橋までの小田川堤防は，いつどこが決壊してもおかしくないと指摘された方がおられます。警告どおり３か所が決壊しました。この警告に何らかの対応をしていれば，今回の水害は防げたのではないかと思いますが町長さんの認識をお伺いします。

○議長（高岡一万君）　要旨を全部質問してください。

○５番（石井信行君）　もう一つは，さっきも同僚議員の方からありましたが，被災，災害情報，町から出される災害情報が，町民の方にきちっと伝わっていないのではないか。町内会に入っていない方，あるいは災害メールを傍受されていない方，有線放送のない方，それからテレビが浸かってテレビが見られなかったということもありますが，そういう伝達手段を持たれない方がかなりおられたのではなかったのかと思いますが，その２点をお伺いします。

○議長（高岡一万君）　町長。

○町長（山野通彦君）　５番議員の御質問にお答えしたいと思います。

１点目，今回の災害はですね，通常の災害ではなしに，半世紀に１回という大災害でありました。西日本豪雨で，県下全域が災害救助法の適用となり，そしてまた，矢掛町も激甚災害の指定を受けました。なかなか経験のないだけの大規模でございました。そういうことから異常災害と受け止めておりまして，小田川の河川管理は県の方がやってくれておるんですが，今まで私を含めて，過去いろいろな住民の方からですね，小田川の要望はありました。漏水がここへあるとかの要望が沢山あった中で，長年の間，県の方でそれに対応してきた現状でございます。今言われますように，あの線というよりか，県から言わせれば，井原から倉敷市まで，これだけの堤防がある中での問題というふうに捉えざるを得ませんが，当然，国管理と県管理がございます。町の立場で，そこのことを分析するだけの力はございませんが，今起きたことに関しては，十分県の方へですね，検証していただいてですね，今後に活かさなければならないというふうに思っております。

そして，この小田川の問題はですね，矢掛町だけでなしに，もう何十年，この川は非常に勾配がありません。そういうことの中でですね，先ほどありました伐採の問題。私が町長になった時にはですね，真備町から矢掛に入ったらですね，「ジャングルじゃ。」と言われました。その言葉を踏まえてですね，一生懸命，今の管理をやってきた。あの，やり方は本当に地元の住民がですね，協力してくださった。このシステムが県を動かしたわけで，今の状態が，県の，国の予算の中でですね，町が執行しているという状況ができとるわけでございます。

そういう中で問題はですね，柳井原。これをですね，国，県へ，私もずっと町長になって１２年間要望してまいったところでございます。しかしながら，最近，東日本大震災以降ですね，全日本に被害が多く出ておりまして，どうしても国の方は予算が大変でありますから，被害が起きたところを優先して

くるということでございましたが，ようやくその柳井原の工事の状況まで，今きたという状況でございます。今回，国交大臣も来ておられましたが，この工事をより一層早めなければならないということでございますので，根本のあの分流の問題，高梁川と小田川，合流地点でですね，どうしても高梁川の流れに負けてしまうと，それが大きな要因であるということは根本的な問題であります。個々には色々ございますが，今の御質問の件についてはですね，しっかりと県に検証していただいてですね，対応策等も求めていきたいというふうに思います。

それから，２点目の情報の問題です。今後，非常に重要なことでありますので，初めにですね災害時の市町村の責務と住民の避難行動についてお話しさせていただきます。これは市町村における防災体制，災害発生のおそれがある場合の行政，そして住民に求められる役割，機能，行動等の基本的な考え方というふうに聞いていただければと思います。災害対策基本法では，市町村は，基本的な地方公共団体として，当該市町村の住民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，当該市町村の地域に係る防災に関する計画，俗にいう地域防災計画を作成し，実施する責務を有するとされており，その責任を果たすために，災害が発生し又は発生するおそれがある場合には，避難勧告等を発令するというふうになっております。避難勧告等は居住者に対する強制力はありませんが，災害発生の高まりの程度に応じて，避難準備，避難勧告等の情報を使い分けて発令をいたします。

そして，その際の住民の取るべき行動といたしまして，居住者は，自らの命は自らが守るという意識をもち，避難勧告等が発令された時はもちろん，発令される前でも行政等が出す情報に十分留意し，災害が発生する前に自発的に避難することが期待されております。

そのために，市町村は一人ひとりが適切な避難行動をとることができるように，平時から防災知識の普及を図るとともに，災害時には居住者が判断できる情報を提供する責務を有するということでございます。

また，居住者の避難行動の原則として，自然災害に対しましては，行政に依存しすぎることなく，自らの命は自らが守るという意識を持ち，自分は災害にあわないという思い込みに陥ることなく，居住者が自らの判断で避難行動をとることが原則である。市町村長から発令される避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものでありまして，一人ひとりに対して個別に発令するものではありません。洪水等，土砂災害は，台風や前線による降雨により発生することが多いことから居住者は気象庁から気象情報が発表された場合，強風や大雨の強まりに注意し，最新の気象情報や市町村長から発令される避難勧告等に留意する必要があると，内閣府のガイドラインが示しております。ということからしてですね，行政の責務と住民の取るべき行動がきちっと書かれておるところでございます。

先ほどの議員さんからも色々と質問がありますけれども，これが基本の中でですね，これが自助・共助・公助ということが使われておる原因だろうというふうに思います。そういう事の中から，地域の防災力があがるためには，先ほど言いました自助，共助，公助という考え方を災害時においても意識しておく必要があるということは，絶えず言われておるところでございます。

これまで岡山県は，晴れの国岡山と言われますように，災害の少ない県として，大規模災害に見舞われた経験が少なく，県民意識の中に災害に対しては，自分自身のこととしてとらえることが少ない，防災意識の低い県民性がありました。このたびの豪雨はまさにこうした災害に対する意識を覆すものと言えるのではないかと思います。

矢掛町ではですね，梅雨時期を控えまして，災害防止連絡会議を開催し，危険場所の把握，確認，防

災体制の確認を行い，広報やかげ６月号での避難情報の発令，その際の町民がとるべき行動等をお知らせをしてまいりました。

議員さん御指摘のですね，災害情報が届かなかった被災町民が多かったのではないかということでございますが，先ほども申し上げましたが，市町村長から発令される避難勧告等は一定のまとまりをもった範囲に対して発令されるものであり，一人ひとりに対して個別に発令するものではありませんが，これを町民の皆様に早く，広く周知するために，このたびの豪雨時も，有線放送，情報配信メール，町ホームページ，矢掛放送，ＮＨＫ等の各種広報媒体による情報を発信し，また消防団，自主防災組織などによる周知等が行われたところであります。しかし，これらの防災情報発信媒体だけでは，町民に十分な情報伝達ができない場面も考えられるところであります。

そこで，災害・防災情報を町内の各家庭へ配信する手段として「防災行政無線」による情報配信も有効な防災情報の伝達手段の一つとされております。この防災行政無線以外にも，携帯電話を活用した伝達方法などもあり，矢掛町の地理的条件に見合う伝達方法，その他導入を検討してみたいというふうに思っております。

以上，概要を申し上げましたが，どこまでもこれだけの大きな災害でございます。避難行動につきましてはですね，数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から身を守るための行動となります。行政から発信される避難情報，気象台その他から発信される気象情報等に耳を傾けていただきながら，避難行動をとっていただきたいと思います。

また，近年の地球的規模の温暖化は，ゲリラ豪雨，竜巻の発生等の異常気象が起こるなど，これまでの経験や常識では，対処できない状況になっております。我々の意識を変えることが必要になってきております。

そうした中で，自らの命は自らが守るという自助，そして自分の地域は自分が守るという共助による防災意識を高めていただくように，日ごろから家族，地域で防災について改めて考えていただき，行政，公助との連携の中で災害に強いまちづくりに協力いただきたいと思います。災害時はですね，なかなかそう簡単にいくものではありません。そういうことを想定しながらですね，それぞれの立場で，全体的な言葉で言えば，自助・共助・公助で災害に強い町を実現していきたい。当然，その役割の中では，町も積極的に取り組んでいきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　石井君。

○５番（石井信行君）　自助・共助・公助と言われるのですが，町民は自助も共助も，もう出来る限りのことはしています。これ以上できないぐらいしています。７０歳，８０歳の老人たちが出て，土砂を自分たちの家に入らないようにするために，雨の中を徹して，近くのユンボもボランティアで出てもらって，これ以上ないほどの自助・共助をしております。その上でなおかつ，行政の方が自助・共助ということを言われるのは，私は納得できません。命がけで皆さん自分たちの家や，自分たちの命を守ろうとして色々なことをされて，どの地域でもされてきています。そのことを是非知っておいていただきたい。そのことを申して，二つ目の質問にいきます。

豪雨災害の応急対応ですが，先ほど同僚議員の方から小田川の決壊堤防については話があり，お答えがありましたので，そこは省きます。で，高柳地区の土石流災害について，先ほど言いました夜を徹して，７０歳，８０歳の人たちが，ショベルカーも同じ地域の人に無料で奉仕していただきながら，夜を徹して，びしょんこになりながら，やりょうる姿は本当に大変だったんですが，砂防ダム３つ超えて，

土石流が流れています。大人が丸抱えもあるような生木が何本も倒れて，家の近くまで来ています。今度大雨が降ったら，だいぶ家の中に来ているのですが，ここに住めないんじゃないかというふうに言われてる方もおられるので，台風シーズンを控えて，乗り越えられないんじゃないかという思いがあって，もうこれは逃げるしかないというふうに言われるんですが，逃げるしかなかったらどこに逃げたらいいのか，近くへ逃げたら駄目で，こことここへ逃げろと言うのだけれど，できるだけ家の近くにおりたいというのがあって，皆さんこの前，日妻の地域へ，大仁五の人は日妻の地域へ逃げていたのですが，そこは避難所ではないんだけど，一時避難所と認められて，だんだんと認められてきましたが，近くにいて，それで水が引いたら自分の所へ帰って，何も煮炊きができないから，また避難所へ行って，仮設の避難所ですが，そこへ行って，炊き出しを受けながら，また自分の所をというかたちで，今もされています。その避難所はなくなりましたけども，この台風シーズンに備えて，町民の命を守るために，
県への強いメッセージ，迅速な対応を是非ともお願いします。

○議長（高岡一万君）　町長。

○町長（山野通彦君）　多少考え方が違いまして，自助・共助・公助というのは一般論の話をしておりまして，当然のことであります。個々に言われますとケースバイケースで全部違います。それについては自助のところは自助ですけれども，共助でやれるところはやれる。どうしてもやれないところは公助でやりましょうと。こういう中で，ものは成り立っておりますので，石井議員の今のイメージはどこを差されて言われているかということと，私がここで話をする事例というのはある意味では対極的なものを見て話をされておる。個々については，また対応していただければというふうに思います。

そこで，先ほどの質問は，質問の通告とはいろいろと話が非常に難しく，横へ横へと思いますが，１点目はやめられたということで，高柳地区の問題として受け止めて回答させていただきます。浅海，高柳地区の土砂災害に対しても早急な対応が必要ではないかという質問だろうかと思いますが，高柳地区の土石流災害に関しては被災後，地域住民の方々の自主的な復旧作業により，本当に心から敬意と感謝をするところでございます。今回の行動については，本当にモデル的な活動をされておるという認識をしております。町といたしましてもですね，この地域住民の要望によりまして，私が即座に緊急対応の指示をし，道路・水路等に山積した土砂の撤去を行いました。

また，その後の災害に備えまして，地元自治会・町内会と協議により，山から流れだす水を水路へ誘導するための堤防設置や土砂防止のための大型土嚢の設置，家屋被害の防止のための土嚢の配付などの応急対応を実施したところでございます。

その後，去る８月７日に浅海の自治協議会長，高柳の町内会長，高月町議会議員などの皆様より役場においでくださって，災害発生時からこれまでの経緯についてきめ細かく，また今後の要望等についてもお受けしたところでございます。その中で，これまでの町の対応について地元の皆様から一定の評価をいただいたところでございます。

さて，今回の土砂崩れはかなり上から発生しておりまして，昭和６３年に設置した砂防ダムを乗り越えての土石流であったことなどから，私，自ら県に対しまして早期対応実施をして，今現在おります。その結果，既に県の担当部署と町の担当者での現地調査を確認いたしまして，今後についてどのような対策がベストなのか，より早期に安全に実施できるか検討を始めておるところでございます。

しかしながら，根本的な対策の実施には数年を要する見込みであるため，一日も早い事業実施に向けて国や県へ要望をしてまいりたいと思いますが，砂防ダムに堆積した土砂の撤去や大型土嚢の再設置な

どについては，当面，一層の安全対策を講じる考えで対応しておりますので，報告方々お答えとさせていただきます。地元の方々には心から敬意を表しておきます。

○議長（高岡一万君）　石井君。

○５番（石井信行君）　今までなにもされていないということを申しているわけではありませんが，そこに住んでいる人たちが，引き続いて住めるような努力を是非，引き続いてお願いしたいという事を申して，三つ目の質問に移ります。

国からの被災者生活支援金と，それから町の災害対策補正予算の算定基礎となる，り災証明，被災証明は，実態を正確に捉えているのか。という問題です。今，ここに，り災証明を持って来ています。現場確認の段階では床上３０センチから４０センチまでという確認で帰られましたが，り災の程度は半壊に至らない床下と書いてあります。これは，もらった本人が事実とは明らかに違う。こんな馬鹿なことが許されていいのか。と言われるだけじゃなくて，自分はこういうふうに声を出して言おうと思うけれど，これで黙っている町民が沢山いるのではないか。というふうになると，もう一遍やり直さないといけないのではないか。ある家ではメジャーを持って来て，水が引いた段階で，あっ，この辺じゃなと，ぴっと計って何センチと書いて帰ったと。ある家では，寝泊りもできなくて，別の場所へ床を張って，別に作って今，ここで寝てるんだけど，これは大丈夫じゃなと帰って行ったとか，いうふうな話をいくつか聞きましたので，全体の被害状況をもう少しきちっと捉える必要があるのではないか。被災町民に寄り添って，正確な実態調査が必要なのではないか。と考えますが，町長さんのお考えを伺います。

○議長（高岡一万君）　町民課長。

○町民課長（稲田由紀子君）　５番，石井議員さんの御質問，豪雨災害の復旧対応について，町民課よりお答えします。

り災・被災実態を正確に捉えているのか，ということなんですが，り災・被災証明につきましては，被災を受けた方からの申請に基づいて，現地調査を行って，証明書を発行しております。住家の被害認定の，り災証明書につきましては，内閣府の示す“災害の被害認定基準”に基づいて行っております。

このたびの７月豪雨災害におきましては，小田川等の決壊・越流により広範囲に浸水した区域の木造につきましては，浸水深により判定を行うこととなっており，それ以外の区域や非木造につきましては，家屋内外の詳細な調査により判定を行っております。そのため，証明書発行の時には，お一人おひとりにその内容について御説明をしながら証明書をお渡しし，御理解をいただいております。先ほどおっしゃられましたように，もし，被害の程度によって，被災者の方が内容をもう一度確認したいとか，再調査の申出がありますと，詳細な調査をもう一度実施するということもできますので，そういう場合は，町民課の方へ御相談いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　石井君。

○５番（石井信行君）　再調査ということで，申請があった場合は，是非よろしくお願いいたします。

四つ目，復興支援についてですが，町政要覧から引用させていただきましたが，産業別の就労人口で，１次産業，ほとんど農業ですが，２２年度と２７年度を比べて，２７年度，ちょっと増えておりますが。で，この方々，それから２次産業，３次産業に関わっておられる方も，田畑を耕されておられる方は沢山おられて，実質はこの数よりも多いと思いますが，その実数がよく分からなかったものですから，このグラフを使わせていただきました。で，この方たちが，今この矢掛町の，水質保全，農業を通じてですが，水質保全，それから環境保全，それから景観保全，それから地産地消を実質的には担っておられ

るわけです。ここの中にも沢山そういう方がおられると思います。ところがこの水害で，農機具が駄目になって，新しく農機具を買ってまで，百姓を続ける経済的余裕はない，百姓をやめろということかのぉということで，もう辞めようと思うと言う方が随分沢山おられます。その方々に，希望が持てるように，町独自の財政支援を是非していただきたいというお願いとお尋ねなんですが，５０年，１００年に一度の大災害です。現在やっておられる方々が辞めてしまったらどうなるか。休耕田や耕作放棄地の荒れ果てた風景になれば，観光どころの話ではありません。是非とも町長の英断で保険にかかっていない農機具でも，被災証明があれば一定の支援をしてくださるように要望します。これは店舗や機械や倉庫の浸水によって，自分たちの仕事ができなくなったデニム食器の工場のおじさんや，それからお好み焼き屋をしているお店のお母さんたちの声でもあります。一番困っているのが，小田川の堤防のすぐそばで，大仁五の排水機場のポンプ場が決壊して，ブドウ畑が全滅しました。これから，矢掛の名産品として売りに出しているところの，ブドウ作りの農家が，棚まで泥水に浸かって，房は大きくなって，今食べ頃になっているのですけれども，熟れているのに，ブドウ出荷の時期になってもどす黒かったり，泥をかぶっているから，売り物にはならないと言って，はさみで切って，ずうっと畑の中に並べられとります。こういう方々に希望の持てる明確な答弁を是非お願いしたいのですが，いかがでしょうか。

〇議長（高岡一万君）　町長。

〇町長（山野通彦君）　先ほどの，り災証明の質問には驚きもしましたが，できるだけ町民に寄り添った形でするように町職員には指示しておりますが，担当の方もお答えをしたようにですね，議員が言われるような方がおられたら，是非来ていただいてですね，今のルールに従ってやっておることに関して誤ったことがあってはならないというふうに思いますので，是非来ていただいてですね，再度，その実態と違えばですね，調査の方の手続きしていただければというふうに思います。

最後に復旧支援のお話でございます。なにやかにや言われておられますが，農業言われながら最後に商業も出てきましたが，非常に質問の内容がこういうふうになっとるのに，ちょっと戸惑う面もありますが，それも含めて話をしようというふうに思います。まず，農地ですね，非常に農業は幅広いものであります。農地の現状が，かなり土が入ってどうにもならない所もございます。これについてはですね，被災した農地の方々，かなり職員が現地に行きまして，被災状況によりまして，これは農地の補助災害復旧事業とか，小災害復旧事業とか，一般単独災害復旧事業，こういうものを活用してですね，支援するように担当の方へ指示しておりますので，たぶん担当者とは話が進んでおるというふうに思っております。それから，話がありました農業用施設，これも非常に幅が広いという感じがいたします。これはですね，今回は一般質問ではありますが，補正予算の中に入ってくればお分かりだというふうには思いますが，この中で，国だけでやる事業だけではなしに，町から１５パーセントの上乗せ，単独でやるというよりかは，より良い，負担の少ない形のものを用意しておりまして，これを有効に利用していただければというふうに思っております。

それから，今のは建設課の事業，それから産業観光課の事業の話をさせていただきますと，今回の独自の支援施策ということでございますが，そういうことも含めてですね，色々なことを研究したりですね，農水省の方が何回も矢掛町の方へ来ました。私も話をしましたし，できるだけそういう国の予算を獲得しながら町も考えるということの中でですね，被災農業者向け経営体育成支援事業というのがございます。この中でですね，できるだけ取り込んで，私の方から指示をいたしまして，独自の上乗せ補助金ということも今回の予算の中にしておりますので，後から予算の時に審議したいというふうに思いま

す。

この事業は，通常の場合，補助率３０パーセントというふうになっておりますが，今回の激甚災害の指定によりまして国も３０を５０に上げました。５０パーセント。それでですね，今回は岡山県も２０パーセントの上乗せの補助を行いました。そうしますと，通常７０パーセンですけど，今議員が言われるように，町の嵩上げを２０パーセントやりましたので，９０パーセント補助というふうになります。本人さんは１０パーセントということになりますので，この事業へ是非乗っていただいてですね，できるだけ支援をしてきたいというふうに思います。

それから，具体的に農業用ハウスとか果樹棚とか畜舎等々の農産物の生産・加工に必要な施設，農業用，加工用機械，今言われる機械の修繕，取得に係る費用，こういうことに対しても対応できるように，そして町単独の施策ということですけれども，できるだけですね，本人の負担を少なく，そして可能性のある事業を拡げた中で，そうすると国・県・町がセットでした方が，本人は非常に負担が少ないということもございますので，そこを担当の方へ指示してですね，出来るだけ細かく，被災者への支援をするように予定しているところでございます。なおですね，９月５日に午後２時からですね，役場の大会議室で中国・四国農政局の担当職員にお越しいただきまして，被災農業者の方への事業説明会も実施しております。生の声を聴きながら，国の方もですね，表現だけでなしに，本当の被災者の方の声をいかに組み込むかというというところはきめ細かくやってくれてはおりますが，なにぶん，被災者はそれぞれ違いましてですね，先ほどありましたように，だいたいこの基準に入り込めばいいんですけど，農作物の場合には，ハードについてはこの補助制度，作物については共済制度がありましてですね，通常でありましたら，農業共済制度の加入ということになるんですけれども，そういう兼ね合いの中で，判断をしていかないとならないものもありますが，これは個々に全部違いますので，ケースバイケースの中で対応していかなければならないというふうに思っております。かなり農業用施設等々もございます。個々のケースがうちの制度に，担当と被災者の方はですね，是非相談に来ていただいてですね，やっていただければというふうに思います。

それから，平成３０年７月の災害における災害資金，資金の問題でありますが，今回はＪＡバンク岡山・岡山農業信用基金協会・岡山県・市町村が連携してですね，この７月豪雨災害において，り災証明を取得している方，一定の要件を満たす方にですね，災害資金の借り入れに対しまして，償還期間中の債務保証料の減免ということをしておりまして，これは，岡山県と矢掛町が５０パーセントずつ負担するということですから，本人さんは０円ということになります。今回，補正予算に計上しているところでございます。

また，それ以外にもですね，農業者向け経営体育成支援事業以外に，被災農業者特別利子助成事業とか，農業セーフティネット資金等というようなことの対応もできておりますので，個々の方と相談しながら対応をしていきたいというふうに思っております。

議員が言われるように，できるだけ把握しながら，今，国も県も町へ来てくれていますので，その実態を訴えながらですね，できるだけ被災者の気持ちで取り組んでおりますし，また先ほどありました，トラクター等の調査の方も十分するように指示しておりますが，もし気づかれた方がおられたらですね，先ほども言われておりますので，役場の方へ来るように是非言っていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（高岡一万君）　石井君。

〇５番（石井信行君）　国の方は，国会の参議院の災害特別委員会の議事録を読みますと，予算を出すか出さないかは自治体の取り組みによると。自治体の取り組みによってはいくらでも出すと。国交省も環境省もないというふうな形で，きちっと，とにかく手当をしようということで，かなり，今，先ほど町長の方からも話がありましたが，予算はしっかりと出すということですので，しっかり土砂崩れ，その他農業問題の田んぼの復興，それから家の周りの土砂についても，やっぱり国に要望すれば，それは予算がつくんじゃないかというふうに思いますので，町長の英断で是非国や県に要望をあげていただきたい。

それで最後に，私，今，百姓の用水の役員をしているのですが，田んぼに水があたらなくて困っています。なぜかというと，中川小学校の下が決壊しました。それで，田んぼの中に水がどーっと流れて，田んぼの中に土砂が溜まっていて，水平面が水平でなくなっています。それで水がいくら経っても，流れて行った端っこの方には溜まりません。それで，それを水平にするためには，今，いい機械，レーザーレベラーというのが，衛星とつながって，１センチ２センチの厚みできちっと水平が出る機械があるそうなんです。それを町で買っていただいたらいいなぁと声もありますので，その辺のことも御検討いただいて，是非町民の被災者の声に寄り添っていただければありがたいということをお願いして，質問を終わります。

〇議長（高岡一万君）　次は浅野議員さんの質問でありますけれども，昼食時間がせまっております。前もってお詫りをさせていただきます。このまま会議を続行したいと思いますが，これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よってこのまま会議を続行します。それでは１１番議員，浅野君お願いします。１１番，浅野君。

〇１１番（浅野　毅君）　１１番議員の浅野でございます。どうぞよろしくお願いします。

まずはじめに，７月の豪雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興ができますよう，微力ではありますが尽力させていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

さて，通告に従いまして，介護保険施設について質問させていただきます。団塊世代が７５歳になる2025年をいわゆる2025年問題と言われております。この年代の方々は全国で約800万人と言われております。全国では高齢化率が３０パーセントに達し，人口の３人に１人が高齢者という時代が到来いたします。矢掛町においては2018年の総人口は１万4,263人で，高齢者の皆さん，６５歳以上の方が5,375人。率にして37.7パーセントであります。2025年の総人口は，推定ですが１万2,852人で高齢者の方は5,102人になるだろうと。高齢化率が39.7パーセントと推定されております。高齢者の皆さんの人数は若干減少傾向にはありますが，高齢者の単身世帯は，１人住まいは1990年，平成２年には296人でありましたが，2015年，平成２７年には619人とかなり増えております。今後も１人世帯が増加すると思われます。

そこで質問ですが，矢掛町における特養，老健，介護療養型医療施設等の受入可能な人数及び状況を教えてください。また，今後同様な施設の開設予定は，どうか分かる範囲で教えてください。以上でございます。よろしくお願いします。

〇議長（高岡一万君）　保健福祉課長。

〇保健福祉課長（小川公一君）　１１番，浅野議員さんの御質問にお答えいたします。

まず，特養，老健，介護療養型医療施設の受入可能な人数及び状況ということでございますが，特養，老健，介護療養型医療施設などのいわゆる介護保険施設につきましては，全国どこの施設であっても矢掛町民が入所できることになっておりまして，そういう意味では，受入可能な人数については，お答えは難しいかとは思いますが，状況につきましては，平成３０年６月現在で矢掛町の方は，４都道府県の４１の施設に233人の方が入所されています。

町内で申し上げますと，４つの介護保険施設がございまして，具体的には，介護老人福祉施設の“矢掛荘”，介護老人保健施設の“たかつま荘”と“リハヴィラポルソ”，介護療養型医療施設の“おぐら整形外科医院”の４施設でございます。

それぞれの施設の定員と入所者は，８月２０日現在で，矢掛荘が小規模特養とあわせて定員７０名に対しまして６９名が入所中でございまして，うち矢掛町の方は６２名でございます。次に，たかつま荘は定員が５０名でございまして，４９名が入所中でございまして，うち３８名が矢掛町の方でございます。リハヴィラポルソは定員が８０名に対しまして，３５名が入所中でございまして，うち矢掛町の方が９名でございます。次に，おぐら整形外科医院は定員６名に対しまして６名が入所中でございまして，うち５名が矢掛町の方でございます。以上が状況でございます。

続きまして，今後の矢掛町における介護保険施設の開設予定についてということでございますが，第７期の介護保険事業計画期間の平成３２年度までの３年間につきましては，新たに施設を開設する予定はございませんので，よろしくお願いいたします。

○議長（高岡一万君）　浅野君。

○１１番（浅野　毅君）　色々と数字をいただきありがとうございました。現状では充足といいますか，十分な数字で推移しておるんですが，先ほど申し上げましたように，単身者が増えてますと，どうしても一人では生活できなくなるということで，施設が将来的に必要ではないかとそういう意味で申し上げておりました。今のお話で，第７期介護保険事業計画で３３年まで予定はないということでございますが，今後単独世帯とかいろいろなことを勘案してですね，少しキャパを広げられたらというお願いをいたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長（高岡一万君）　以上で，通告のありました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（高岡一万君）　前もってお諮りをさせていただきましたが，時間内に終了いたしました。ありがとうございました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，６日の木曜日午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　御異議なしと認めます。よって，次の会議は６日木曜日午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは，これにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでした。

午前１１時５８分　散会

平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会（第３号）

１．会議招集日時　平成３０年９月６日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午前９時４５分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　　名	出欠等の　別
1	田　中　輝　夫	出	2	髙　月　敏　文	出
3	原　田　秀　史	出	4	小　塚　郁　夫	出
5	石　井　信　行	出	6	山　部　多　喜　夫	出
7	花　川　大　志	出	8	川　上　淳　司	出
9	土　田　正　雄	出	１０	髙　岡　一　万	出
１１	浅　野　　毅	出	１２	山　野　豊　久	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町　　　　長　山野通彦　　教　育　長　嶋山英二
総務企画課長　奥野隆俊　　町民課長　稲田由紀子
保健福祉課長　小川公一　　産業観光課長　妹尾一正
建設課長　渡邉孝一　　上下水道課長　平井勝志
教育課長　松嶋良治　　矢掛病院事務長　稲田欽也
会計管理者　藤原徳忠　　介護老人保健施設事務長　丹下裕之
総務企画課代理　堀　賢一　　総務企画課主幹　三宅伸幸

５．出席した事務局職員

議会事務局長　奥村栄治　　書　　記　笠行　淳

６．議事日程

日程第１　議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）｝
　　　　　議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）｝

	議案第５７号	専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝
日程第２	議案第５８号	平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
	議案第５９号	平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について
	議案第６０号	平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
	議案第６１号	平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について
日程第３	報告第　４　号	平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
日程第４	議案第６２号	平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について
	議案第６３号	矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第５	議案第６４号	矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
日程第６	議案第６５号	平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について
	議案第６６号	平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
	議案第６７号	平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第７	請願第　１　号	日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開議

〇議長（高岡一万君）　皆さん，おはようございます。

４日の会議に引き続き，御苦労さまです。

本日の出席議員は，１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号)｝

議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号)｝

議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝

〇議長（高岡一万君）　日程第１，議案第５５号から議案第５７号を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

〇議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本専決処分案件は，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第５５号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号)｝，議案第５６号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号)｝，議案第５７号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝は，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　議案第５８号　平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第５９号　平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第６０号　平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第６１号　平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について

〇議長（高岡一万君）　日程第２，議案第５８号から議案第６１号を一括議題といたします。

これも既に説明が終わっております。ここで，監査委員から決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員，山野豊久君お願いします。

〇１２番（山野豊久君）　それでは，命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第 233 条第２項及び 241 条第５項の規定に基づき審査に付されました，平成２９年度矢掛町一般会計及び特別会計２１会計の歳入・歳出決算並びに各種基金の運用状況についての審査を，去る７月２５日から８月９日までの間，高月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。その結果，一般会計をはじめ，各特別会計とも審査に付されました決算書類は，法令の規定に従い作成されており，係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きにも適正に処理され，経理は正確・

適切に処理されていることを認めたところであります。
平成２９年度一般会計決算額は，対前年度比で，歳入約２億460万円の減，歳出約１億9,000万円の減となっております。これは，前年度に設立した賑わいのまちづくり基金，こどもみらい基金の財産処理による財産収入の反動減，地方創生推進交付金関連の繰越事業の完了による繰越金の減などが挙げられます。財源については，過疎債などが効率的に活用され，将来設計のもとに措置されており，健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。税及び税外収入については，町民に不公平感が生じないよう，引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。今後におきましても，効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り，住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。
次に，地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づき，審査に付されました平成２９年度の矢掛町病院事業会計，矢掛町介護老人保健施設事業会計及び矢掛町水道事業会計の決算審査は，去る６月２７日，髙月監査委員と共に，関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。
その結果，３会計とも審査に付されました決算書類は，法令の規定に従って作成されており，これらに係る関係諸帳簿及び証票書類等は，会計事務手続きに沿って適正に処理され，決算財務諸表は，期末における事業の財政状況と，年間の経営成績も適正に表示するものであり，各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。
いずれの企業会計においても，積極的な取り組みが行われ，また事業運営に必要な資金も留保されていますが，今後においても中長期的シミュレーションに基づき，運営にあたるよう特に要望したところでございます。
なお，詳細につきましては，別添の意見書を御覧いただきたいと思います。
以上で，決算審査の結果報告を終わります。
○議長（高岡一万君）　監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。
これより，質疑を行います。御質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本決算案件は，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第５８号，平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について，議案第５９号，平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について，議案第６０号，平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第６１号，平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。
〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
日程第３　報告第４号　平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
○議長（高岡一万君）　日程第３，報告第４号，平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についてを議題といたします。
説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。
〔なし〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。以上で，報告第４号，平成２９年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率についての報告を終了します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第６２号　平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について

議案第６３号　矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（高岡一万君）　日程第４，議案第６２号及び議案第６３号を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第６２号及び議案第６３号は，所管の常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６２号，平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定については，総務文教常任委員会へ，議案第６３号，矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定については，産業福祉常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第５　議案第６４号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

○議長（高岡一万君）　日程第５，議案第６４号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

既に説明は終わっておりますので，これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第６４号は，所管の常任委員会である予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６４号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については，予算決算常任委員会へ託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　議案第６５号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６７号　平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（高岡一万君）　日程第６，議案第６５号から議案第６７号までの補正予算案を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第６５号から議案第６７号までは，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，議案第６６号，平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６７号　平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第７　請願第１号　日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願

〇議長（高岡一万君）　日程第７，請願第１号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第１号は，所管となる総務文教常任委員会に，審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願は，総務文教常任委員会に，審査付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（高岡一万君）　本日予定しておりました案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし，次の本会議は，１９日の水曜日，午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，１９日の水曜日，午前９時３０分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせをいたします。休会中に，付託案件審査のため各常任委員会が，次の日程で開催されます。１０日の月曜日総務文教常任委員会が午前９時３０分から，産業福祉常任委員会が午後１時３０分から，また，予算決算常任委員会が１１日の火曜日の午後１時３０分から，１２日の水曜日，１３日の木曜日，１４日金曜日の午前９時３０分から，それぞれ全員協議会室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて散会といたします。皆さん，御苦労さまでございました。

午前９時４５分　散会

平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会（第４号）

１．会議招集日時　平成３０年９月１９日　午前9時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　9時３０分
（議事）　午前　9時３０分
（閉会）　午前１１時３４分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
1	田中輝夫	出	2	髙月敏文	出
3	原田秀史	出	4	小塚郁夫	出
5	石井信行	出	6	山部多喜夫	出
7	花川大志	出	8	川上淳司	出
9	土田正雄	出	１０	髙岡一万	出
１１	浅野　毅	出	１２	山野豊久	出

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	教育長	嶋山英二
総務企画課長	奥野隆俊	町民課長	稲田由紀子
保健福祉課長	小川公一	産業観光課長	妹尾一正
建設課長	渡邉孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	松嶋良治	矢掛病院事務長	稲田欽也
会計管理者	藤原徳忠	介護老人保健施設事務長	丹下裕之
総務企画課代理	堀　賢一	総務企画課主幹	三宅伸幸

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行　淳

６．議事日程

日程第１　委員長報告　議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）｝

議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号）｝

議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号）｝

議案第５８号　平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第５９号　平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第６０号　平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第６１号　平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第６２号　平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について

議案第６３号　矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第６４号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第６５号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６７号　平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

請願第　１　号　日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願

午前９時３０分　開議

○議長（高岡一万君）　皆さん，おはようございます。

土曜日までの長雨で，今週に入りまして随分涼しくなりまして，生活もしやすくなってきました。本日はそういった中，昨日の委員会に引き続き本会議への出席御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　委員長報告　議案第５５号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号)｝

議案第５６号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号)｝

議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝

議案第５８号　平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第５９号　平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第６０号　平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第６１号　平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第６２号　平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について

議案第６３号　矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第６４号　矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

議案第６５号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について

議案第６６号　平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６７号　平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

請願第　１　号　日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願

○議長（高岡一万君）　日程第１，議案第５５号から議案第６７号まで及び請願第１号を一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る６日の本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了し，請願については別紙のとおり報告書も提出されておりますので報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順でお願いいたします。

それでは，まず総務文教常任委員長，花川大志君。７番，花川君。

〇７番（花川大志君）　命によりまして総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る９月６日の本会議において当委員会に付託されました，議案第６２号，平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について及び請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願，以上２件について９月１０日総務文教常任委員会を開催し全委員出席のもと，条例制定につきましては，担当課である町民課長の説明を聴取し，質疑応答を経て慎重に審査いたしました。

まず，議案第６２号，平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定についての審査では，減免の対象となる被災者について第２条の障害者の規定について人工透析患者は対象か，との質問があり，担当課長から災害に起因して障害を発した方は対象であるが，従来から障害をお持ちの方は該当しないとの答弁がありました。

また，別の委員から対象となる住宅被害の件数及び申請件数の見込みについて質問があり，担当課長から町県民税で 160 名，固定資産税で 230 件を見込んでおり現在約８割から９割の申請を受け付けているとの答弁がありました。その他一部の委員から，り災証明の評価が誤っていた場合の対処について質問があり担当課長からり災証明書交付時に詳しく説明しており，なお相談があれば対応するとの答弁がありました。

以上，審査の結果，議案第６２号につきましては全会一致で了といたしました。

次に，請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願の審査では，紹介議員に補足説明を求めたのち，委員から当該条約には核保有国は参加しておらず，今の現状では賛同しかねる，また日本の安全保障に鑑み反対，核保有国と被核保有国が真に同じテーブルで議論する障害になるとの反対意見がありました。

一方，対話が必要な中，安倍首相がＩＣＡＮの代表と会わないといった事例や東日本大震災の原発事故にみられる核そのものへの危機感，また，核兵器の抑止力は成り立たない，唯一の被爆国である日本は即時廃絶を世界に訴えるべきといった賛成意見もありましたが，採決の結果，反対多数で不採択と決しました。

以上が，本委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

〇議長（高岡一万君）　続いて，産業福祉常任委員長，土田正雄君お願いいたします。９番，土田君。

〇９番（土田正雄君）　それでは，命によりまして産業福祉常任委員会委員長報告を行います。９月６日の本会議において付託を受けました，議案第６３号，矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定についての１件について，９月１０日産業福祉常任委員会を開催し全委員出席のもと，慎重に審査を行いました。

まず，農業集落排水事業の考え方，区域外についての申請，想定される対象地区等についての質疑応答がありましたが，採決の結果，全会一致で了といたしました。

以上が，産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いしまして産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

〇議長（高岡一万君）　続いて，予算決算常任委員長，浅野毅君お願いいたします。１１番，浅野君。

〇１１番（浅野　毅君）　それでは，命によりまして予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る９月６日の本会議において付託を受けました，議案第５５号から議案第５７号の専決処分案件３件，議案第５８号の平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定並びに議案第５９号から議案第６１号の平成２９年度病院事業，老人保健施設事業，水道事業の各公営企業会計決算認定案件４件と，議案第６４号の過疎計画の変更案件１件と，議案第６５号から議案第６７号補正予算案件３件の審査のため，今月１１日から１８日の５日間にわたり予算決算常任委員会を開催し全員出席のもと，町長，教育長，病院管理者ほか関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。個別の質疑応答内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして御報告いたします。

審査の順に，まず公営企業会計決算についてでございますが，病院事業会計につきまして医師及び看護師の不足，有形固定資産，人件費比率，救急配送の受入率についてなどの質疑応答をしたところでございます。老人保健施設事業会計では，人件費や介護報酬に係る国の動向などに関する質疑応答が行われました。次に水道事業会計では，キャッシュフロー，石綿セメント管，水道ビジョンについてなどの質疑応答を行いました。審査の結果，何れの公営企業会計につきましても全会一致で原案を了といたしました。

次に，一般会計及び特別会計決算についてでありますが，一般会計では事業の状況，実績や成果，今後に向けての課題や取組方針，未収金や欠損金など，各分野において相当数の質疑応答を行いました。

審査の結果，一部の委員から決算内容に異議が出ましたが，一般会計，特別会計，いずれも適切，妥当として賛成多数で原案を了とした次第であります。

次に，議案第５５号から議案第５７号までの専決処分の承認案件についての審査結果でございますが，被災者住宅応急修理，災害企業復興債，災害見舞金などの質疑応答があり委員会予備日に委員会を行うなど補正予算についての要望をした次第であります。

次に，議案第６５号から議案第６７号までの補正予算案件についての審査結果でございますが，まず議案第６５号の一般会計の補正予算につきましては，観光施設管理費，矢掛高校のバス支援，経営体育成補助金等に係ることなど相当数の質疑応答がありました。

また，６款 商工費，１項 商工費，３目 観光費，１５節 工事請負費については，事業そのものについては反対ではないが，現段階では好ましくないとの理由で減額修正するものとする修正案が出され，修正案につきまして審査いたしました。また，修正案に対し賛成の討論がありました。挙手の結果，賛成多数で，議案第６５号は，第１条中，５億 4,200 万円を５億 3,000 万円に，100 億 7,500 万円を 100 億 6,300 万円に改め，修正して可決すべきものと決定いたしました。

また，修正部分を除くぶんについては挙手採決の結果，全委員異議なく議案第６５号の修正部分を除く部分は原案通り可決すべきものと決定しました。

また，特別会計補正予算では，質疑は特段ありませんでした。審査の結果，委員会として賛成多数で原案を了とした次第であります。

なお，執行部におかれましては，本委員会の意見要望等に十分留意され，なお一層適切な事務事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がございましたら，他の皆さんの補足をお願いしまして予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

〇議長（高岡一万君）　それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

なお，請願につきましては，審査報告書がお手許へ配付されておりますので，御確認いただきたいと思います。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。５番，石井君。

〇５番（石井信行君）　先ほど，報告がありましたが，議案第５８号，平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてを了とすることに反対の討論を行います。

理由として二つあります。

一つ目，目に余るやかげ宿の決算の杜撰さ，資料提出を求めても詳細が全く分からないものばかりでした。で，決算の中に出てくる，昨年度の数字をみますとやかげ宿への指定管理料 700 万円，イベント関連事業委託料 800 万円，観光看板設置委託料 1,200 万円，嵐山ライトアップ委託料 1,500 万円，これだけでも 4,200 万円になります。矢掛屋からの宿泊費，飲食費，浴室利用料が，あるいは物販の費用が物販での収入が幾らか，幾らやかげ宿に入ったのか，資料を求めても出してもらえませんでした。

そして，先ほどの公金を，全部売上収入に入れても純利益は２８万 4,007 円でしかありません。これも計算は間違っています。ところが，株主には 3,000 円の商品券を出しているとの答弁でした。公金を特定の人にばら撒いているということになってしまうのではないかと思います。

このように，公のお金を入れ続けなければ成り立たない状態のやかげ宿，元副町長がこの経営状態が良くないんですと言われたことが思い出されます。

もう一方では，直接矢掛屋への財政支援も際限なく行われております。投入された公金は，一体どこへ消えたのか町外の業者もいろいろ入っていると聞きます。町民にとって何の利益があったのか今のこのやり方はもう止めるべきではないか，ということが理由の１点です。

２点目，この同じようなやり方が，バートではないかと思います。６月議会での一般質問で私が「バートから 1,500 万円は返済されたのか。」と尋ねました。その時には，「返された。」と町長から答弁がありました。ところが，先日の予算決算常任委員会では「返金されたのか。」との質問に当局は，「150 万円返されていない。」答弁されました。とすると，６月議会での「返済された。」という答弁は明らかに虚偽答弁になります。「取り立ての努力をしています。」と言われましたが，いつまでに，何をどうするのか，言及もありませんでした。このように，やかげ宿，あるいは矢掛屋そのものも，バートと同じような状態になるのではないかと危惧するのが反対の理由の二つ目です。

〇議長（高岡一万君）　５番，石井君。今，質疑のときなんですけれども，よろしいでしょうか。恐らくこれは討論ではないかなと思うんですけれども。

〇５番（石井信行君）　すみません。間違えました。

〇議長（高岡一万君）　はい。それでは，続けます。他に質疑はございませんか。

「なし」

〇議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

それでは，これより討論を行います。討論はありませんか。５番，石井君。

〇５番（石井信行君）　議案第５８号，それから議案第６５号，それから請願第１号について了，あるいは否決するということに対しての反対討論を行います。

議案第５８号については，先ほど間違えましたが２つの理由で反対します。一つ目は，やかげ宿の決算の杜撰さです。もう一つは，バートの状況です。この，二つの状況をみて，矢掛町の予算，財政が夕張のようになるのではないかと危惧しているのが反対の理由です。

それから，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，了とする，ということについて，反対の討論をします。矢掛屋への 1,200 万円の風呂の改修費が削除修正されました。委員会で了とされました。この点は，一歩前進ではありますが，しかし，先ほど述べたように今のままでは，矢掛屋あるいはやかげ宿が，矢掛屋がバートのようにならないという保証はどこにもありません。ですから，この流れを大きく変えないと，今 1,200 万円削ったんだけど，町民の多くが反対している矢掛屋については，ちょっと待ってくれという要望に応えて削除したんだけれども，今までの流れのままでいけば，やはりまた同じ状況がおこるのではないか，と危惧しつつ，この議案第６５号には賛成できません。付け加えれば，観光ＰＲ委託等 350 万，旅行誘致促進補助これは風評被害対策として 400 万，施設整備補助 300 万，これは古民家の改修だそうですが，おもてなし人材用養成補助 100 万，これはホテルマンをつくるんだそうですが，で合計するだけで 1,150 万，この観光関連経費が計上されています。このお金は何処へ流れるのかよく分かりませんが，このことも危惧する材料の一つにはなります。で，議案第６５号には反対だということを申し述べます。

三つ目，請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願，批准を日本政府に求める請願，これの不採択に反対する討論を行います。条約は核兵器の開発，生産，実験，取得，保有，貯蔵，使用だけではなくて，その威嚇に至るまで，核兵器に係るあらゆる活動を禁止しています。抜け穴を一切，許さないというものになっています。広島，長崎，ビキニ，福島４度に渡る被爆をしている被爆国の政府が核兵器を無くす先頭に立つべき時だと考えます。核兵器を持っていない，だから貴方方も持つのを止めようと呼びかけて手を結び合う，これが一番道理がある道だと考えます。核兵器を持っている国が持つなと言ってもそんなのは何にも足しにならないよと，インドやその他の国々はどんどんどんどん核兵器を持ち始めています。核兵器は悪い。持ってはいけない。それで米ソがソ連時代ですが，米ソが話し合って６万発もあった核兵器が大きく削減されました。両方の国が同時に査察し合って，削減された事実もあります。減らすことはできます，無くすこともできると私たちは考えています。核兵器保有国の側に立つのではなくて，核兵器禁止の世界の大きな流れに立つことこそ，世界平和の大きな貢献になると確信しています。核兵器禁止条約への賛同を是非ともお願いして反対討論とします。終ります。

〇議長（高岡一万君）　７番，花川君。

〇７番（花川大志君）　採決の適正性を担保するために，私は，議案を区切って討論を始めさせていただきたいと思います。

まず，議案第５８号，５９号，６０号，６１号，いわゆる当該矢掛町全会計の決算認定議案，これについて承認賛成の立場から討論を行います。当該，この議案につきましては，財政面における周知については，各会計とも実質収支差額はいずれもプラスとなっており，また，財政調整基金や，減債基金など，積立も相当額を計上されております。一般会計，特別会計，企業会計に携わられた職員各位の運営，経営努力に謹んで敬意を表したいと思います。

よって，議案第５８号，５９号，６０号，６１号いずれも原案に賛成いたします。なお，監査委員の報告書にもありますとおり，本町独自の施策として減債基金が積まれ矢掛町の将来に負担を残さない，しっかり将来を見据えた対策もされている，そういったことも付け加えてこの４案の賛成を，私は申請いたします。

〇議長（高岡一万君）　３番，原田君。

○３番（原田秀史君）　３番，原田でございます。それでは，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）に，賛成の立場から討論を行います。この議案の中の観光費，観光施設改修費につきましては，本年６月議会におきまして 2,286 万円のうち，矢掛屋の防音工事及び入浴施設の改修費といたしまして 1,800 万を可決しております。この度の，改修費は前回に計画されました入浴施設のバージョンアップということでありますが，それが，なぜ今なのか，当然このようなことは当初計画の折，関係者で入念に協議を行い計画し，予算要求に至ったものと思います。宿泊客，入浴施設利用者の意見を聞き，観光客，入浴客の増加に繋がり，ひいては矢掛町の賑わい創出及び観光客の増加に寄与するためのビジョンの中での施設改修とは今回の予算からは読み取れません。このような観点から，私は議案第６５号に賛成をいたします。以上です。

○議長（高岡一万君）　７番，花川君。

○７番（花川大志君）　私も同じく，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）について，原案を承認する賛成，賛同の立場で討論を行いたいと思います。この第３号は７月の災害に特化した復旧・復興のための，補正予算でございます。そのなかでいろいろな各所の対策，それはしっかり担保されており，全てを私は認めたいと思います。その他の項目を言いますと，直ちに取りかからなければならない，そういったことが記載されております。その観点からも矢掛町の産業振興さまざまな観点から，これを担保する補正予算と思いますので，私はこの原案を賛同したいと思います。終ります。

○議長（高岡一万君）　ほかに討論はありませんか。討論を終結いたします。これより採決を行います。

なお，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）については，委員長報告のとおり修正案が出されております。

また，議案第５８号，第６５号，請願第１号について，討論がありましたので，それぞれ分離して採決を行います。

まず，議案第５５号から議案第５７号について，専決処分の承認についての採決を行います。議案第５５号から議案第５７号までの，専決処分の承認については，委員長報告のとおり，承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第５５号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第２号)｝，議案第５６号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町水道事業会計補正予算（第１号)｝，議案第５７号，専決処分の承認を求めることについて｛平成３０年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第１号)｝は，それぞれ原案のとおり承認することに決しました。

次に，議案第５８号，平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についての採決を行います。

委員長報告は，これを可とするものでありますが，本案件に対し，先ほど，賛成・反対それぞれ討論がありましたので，起立による採決を行います。

なお，採決にあたっては，案件を可とする原則に従って行います。それでは，本案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（高岡一万君）　起立多数と認めます。

よって，議案第５８号，平成２９年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定については，原案のとおり認定いたしました。

次に，議案第５９号から議案第６１号までの，平成２９年度各会計決算認定については，委員長報告のとおり，認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第５９号，平成２９年度矢掛町病院事業会計決算認定について,議案第６０号,平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第６１号，平成２９年度矢掛町水道事業会計決算認定については，それぞれ原案のとおり認定することに決しました。

○議長（高岡一万君）　次に，議案第６２号から議案第６４号までについて，採決を行います。

お諮りいたします。議案第６２号から議案第６３号の条例制定案件，議案第６４号の過疎計画の変更案件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６２号，平成３０年７月矢掛町豪雨災害の被災者に対する町税の減免に関する条例制定について，議案第６３号，矢掛町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第６４号，矢掛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については，それぞれ原案のとおり可決決定されました。

つづきまして，委員長報告で修正案のありました，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）についての採決を行います。

まず,予算決算常任委員会から提出された,議案第６５号,平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）に対する予算決算常任委員会修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（高岡一万君）　起立多数と認めます。よって，予算決算常任委員会から提出された議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）に対する予算決算常任委員会修正案については，可決決定されました。

次に，ただいま修正可決した部分を除く，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）の原案について採決します。

お諮りします。修正可決をした部分を除く部分について，賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（高岡一万君）　起立多数と認めます。よって，議案第６５号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第３号）の修正部分を除く部分は，原案のとおり可決決定されました。

次に，議案第６６号及び議案第６７号についての採決を行います。

議案第６６号及び議案第６７号の特別会計補正予算案件については，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６６号，平成３０年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６７号，平成３０年度矢掛町介護保険特別会計補正予

算（第１号）については，それぞれ，原案のとおり可決決定されました。

次に，請願についての採決を行います。

請願第１号に対する委員長報告は，これを不採択とするものでありますが，本案件に対し，先ほど反対討論がありましたので，起立による採決を行います。

なお，採決にあたっては，案件を可とする原則に従って行います。請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願について，採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（高岡一万君）　起立少数と認めます。よって，請願第１号，日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願は，不採択と決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（高岡一万君）　お諮りいたします。ただいま，町長より人事案件，条例制定案件，補正予算案件・請負契約の締結案等についての追加上程がありましたので，議会運営委員会開催のため，暫時休憩したいと思いますが，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，休憩いたします。暫時休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き，会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま，町長より，副町長の選任に同意を求めることについて，矢掛町職員の給与条例の一部を改正する条例制定について，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について，工事請負契約の締結について（小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結）の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し，直ちに議題とすることに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。

よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。

ここで，議案配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔議案配付〕

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　議案第６８号　副町長の選任に同意を求めることについて

○議長（高岡一万君）　日程第２，議案第６８号，副町長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。町長から，提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　それでは，議案第６８号，副町長の選任に同意を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。

副町長の選任につきましては，新たに，山縣幸洋氏を副町長として任命いたしたいと存じますので，地方自治法第 162 条の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。経歴につきましては，お手許に配付しております「資料番号６」を御覧いただきたいと思いますが，彼は昭和５７年か

ら矢掛町の事務員になって以降，町の役職を努めておりまして，管理職といたしましては平成２１年病院の事務長，２２年兼ねて老健施設の事務長，２４年には会計管理者，２５年には保健福祉課長，２７年から総務企画課長で退職ということの中で，今は再任用で現職におるという状況でございます。

これまでの行政経験を活かしてですね，事務方のトップとして職員をまとめ，また，事務改善など積極的に取り組んでいただきたく，副町長にお願いいたす所存でございますので，どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君）　町長より，提案理由の説明が終わりました。

○議長（高岡一万君）　ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありませんか。

「なし」

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第６８号は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６８号，副町長の選任に同意を求めることについては，原案のとおり可決決定することに決しました。

○議長（高岡一万君）　お諮りいたします。ただいま副町長に選任同意いただきました山縣幸洋君が御挨拶に来られておりますので，暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって休憩いたします。休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君）　それでは，ここで山縣幸洋副町長に御入場をいただき，御挨拶をお願いしたいと思います。

〔山縣幸洋君　入場〕

○副町長（山縣幸洋君）　失礼いたします。先ほど副町長の選任，御同意をいただきまして大変ありがとうございます。また，暫時休憩ということで休憩をはさんでこうした挨拶の場を設けていただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。

今回，副町長を拝命ということですが，私にとりましては本当に身に余る光栄なことと思っておりますが，それ以上にやはり職責の重さ，プレッシャーこういったものをひしひしと感じているというのが正直なところでございます。もとより，浅学菲才な身ですぐに諸先輩方のようにできるとは思っておりませんが，行政，それから，まちづくり，こういったものは歩みを止めることはできません。職員として３６年間勤めてまいりましたが，その経験を活かしながら山野町長のもと職員と共にまちづくりに精神誠意，精進していく所存でございます。

議員の皆様にはこれまで以上により一層，御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして，挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第６９号　矢掛町職員の給与条例の一部を改正する条例制定について

〇議長（高岡一万君）　日程第３，議案第６９号，矢掛町職員の給与条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。町長から，提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山野通彦君）　それでは，議案第６９号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について，提案理由を御説明申し上げます。

これは，条例の一部改正に関するもので，地方自治法第９６条第１項第１号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

改正内容といたしましては，大規模災害からの復興に関する法律に基づき，円滑かつ迅速な復興を図るための復興計画の作成等のために派遣された職員に対して，災害派遣手当を支給することができるよう，関係規定を整備するものでございます。多少具体的に申しますと，皆さん御存じのようにこの大災害，本当に「町長，地震については心配ないのか。」ということもあったと思いますが，当然，心配であります。あらゆる手法を取りながらやっていこうということでございますが職員の関係の中にですね，農林土木の技師，まあこういう職員が不足しておるのでという情報がありました。そういう時に，岡山県より市町村に職員派遣要望がまいりました。本町といたしまして，２名の職員を要請いたしましたところ，結果的には１名でございますけども決定をいただきまして，今，感謝しておるところでございます。派遣元は，熊本市でございます。これから，その派遣職員の取扱いに関する協定書を結びましてですね，派遣に来てくださるということになろうかと思いますが，協定の内容等についてはこれからでございますが，派遣期間，今まで聞いておりますのは，２か月年内に，来年２か月の２回に渡って派遣してくださるというふうに聞いております。と同時に，この費用負担はどうなるのかということでございますが，給与，手当，旅費，共済費，公務災害負担金等これは全部矢掛町の負担でございます。そういうなかで，これは国の方から特別交付税措置があるというふうに聞いておりまして，是非，矢掛町でですねこの事業に携わっていただくということと，また，熊本市の方ですので経験もあったかというふうに思いますので，大きな戦力になるというふうに期待をしておるところでございます。

資料説明につきましては，総務企画課長が説明いたしますのでよろしくお願いをいたします。

〇議長（高岡一万君）　町長より，提案理由の説明が終わりました。次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

〇総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第６９号について説明記載省略〕

〇議長（高岡一万君）　議案の説明が終わりました。ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

〇議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。議案第６９号は所管の常任委員会である総務文教常任委員会に審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。議案第６９号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定については総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第７０号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

〇議長（高岡一万君）　日程第４，議案第７０号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。町長から，提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　それでは，議案第７０号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を御説明申し上げます。これは，地方自治法第 218 条第１項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

つまり，災害予算３回目でございます。つまり，豪雨災害対応につきまして，第１回が専決処分の２号補正，そしてまた今議会に上程されました３号補正，その後，委員会等で議長からの災害予算の要望等も踏まえまして，今回その後の進捗状況を踏まえるなかで増額を行うもの，また，新規の被災者支援策などを計上いたしておりまして，３回目の災害補正ということでございますので，よろしくお願いしたいと思います。

特にですね，新規の支援策といたしましては，民地への土砂流入の撤去等に対応するための補助，また，事業所への災害見舞金支給に関する予算を計上いたしております。まだ何だ何だありますけれども補正額としましては，１億 1,800 万円の増額で，補正後の予算総額は，101 億 8,100 万円となります。主な内容につきましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君）　町長より，提案理由の説明が終わりました。次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第７０号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　議案の説明が終わりました。ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。議案第７０号は所管の常任委員会である予算決算常任委員会に審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第７０号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）については予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第７１号　工事請負契約の締結について（小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結）

○議長（高岡一万君）　日程第５，議案第７１号，工事請負契約の締結について（小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結）を議題といたします。町長から，提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　それでは，議案第７１号，工事請負契約の締結について（小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結）の提案理由を御説明申し上げます。これは，地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

これにつきましては，小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結について，同意を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

○議長（高岡一万君）　町長より，提案理由の説明が終わりました。次に，議案の説明を求めます。総務企画課長。

○総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第７１号について説明記載省略〕

○議長（高岡一万君）　議案の説明が終わりました。ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。これより，討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　討論を終結いたします。これより，採決を行います。お諮りいたします。議案第７１号は，原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第７１号，工事請負契約の締結について（小林地区町営住宅建築工事の請負契約の締結）は，原案のとおり可決決定することに決しました。

お諮りいたします。ここで，暫時休憩を入れたいと思いますが，１１時５分まで休憩を入れまして，１１時５分から総務文教常任委員会，引き続いて予算決算常任委員会を開催したいと思いますので，関係者の皆さんはそれぞれ御参集をくださいますようお願いをいたします。これに，御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。それでは，休憩。

〔暫時休憩〕

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ここで，委員長報告を追加日程とし，直ちに議題とすることに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。

ここで，日程配付のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔議案配付〕

○議長（高岡一万君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第６　委員長報告　議案第６９号　矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
議案第７０号　平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について

○議長（高岡一万君）　日程第６，議案第６９号及び議案第７０号を一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，本会議において審査をお願いした案件で，委員会審査も終了し，報告をしていただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは，まず総務文教常任委員長，花川大志君，お願いいたします。７番，花川君。

○７番（花川大志君）　命によりまして，総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本日９月１９日本会議において，当委員会に付託されました議案第６９号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について担当課の職員をお呼びし，審査にあたりました。審

査中，特段の質問もなく議案第６９号につきましては，全会一致で了といたしました。

以上が本委員会に付託されました案件の審査概要であります。なお，不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いしまして総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（高岡一万君）　続いて，予算決算常任委員長，浅野毅君お願いいたします。１１番，浅野君。

○１１番（浅野　毅君）　それでは，命によりまして予算決算常任委員会委員長報告をいたします。予算決算常任委員会に付託されました議案第７０号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）についての審査のため，本日委員会を開催し，幹部職員の出席のもと，慎重に審議いたしました。審議の過程ではさまざまな質疑応答が行なわれました。

詳細な内容につきましては，ここでの説明は省略させていただき，概要報告のみとさせていただきたいと思います。まず，質疑では宅地に入る土砂等の撤去について，またリフレッシュ事業等について質疑応答がありました。審査結果といたしまして内容に関して特段異議を唱える者はなく，全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が予算決算常任委員会に付託された案件の審査概要であります。補足すべき事項は，他の委員さんにお願いして予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（高岡一万君）　それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。議案第６９号及び議案第７０号は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第６９号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について，議案第７０号，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）については，原案のとおり可決決定することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（高岡一万君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。

従って，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会での調査・研究については，閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会の調査研究については，閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

会議規則第７条の規定により，本日をもって第４回矢掛町議会第３回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，第４回矢掛町議会第３回定例会を閉会することに決しました。閉会にあたり町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

平成３０年第４回矢掛町議会第３回定例会につきましては，１７日間の会期でありましたが，上程いたしました，人権擁護委員候補者の推薦についてのほか，本日追加提案させていただきました，３回目の災害予算，平成３０年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）についてなどの４議案を含め，計２１件につきまして，慎重な審議を賜り，誠にありがとうございました。

議案審議並びに一般質問などで賜りました御意見や，御提言につきましては，今後，十分検討させていただきたいと存じます。

さて，先般，最大震度７の北海道胆振東部地震が発生いたしまして，死者も多数でておる状況にございます。また，現在も余震が続いておるという状況でございますが，お亡くなりになられた皆様の，御冥福をお祈りするとともに，被害を受けられた皆様に，心よりお見舞い申し上げます。

本町におきましては，本日追加提案し，御決定いただきました補正予算を含め，補正後の予算につきましては，平成３０年７月豪雨に対しまして，国・県から出されました災害支援制度並びに町独自の被災者支援策など，復興・復旧に向け，一生懸命取り組み，また，住民要望に配慮した事業，さらには新規事業等，積極的に取り組んでまいる所存でございますので，どうか，議員の皆様には，御支援と御協力を賜りますよう，お願い申し上げまして，閉会の御挨拶といたします。

本日は，大変ありがとうございました。

○議長（高岡一万君）　以上をもちまして，閉会といたします。

なお，この後，引き続き，議会全員協議会を開催いたしますので，議員の皆様，そして関係職員皆様には，全員協議会室へ御参集くださいますよう，お知らせいたします。

それでは，皆さんお疲れさまでした。

午前１１時３４分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　　年　　　月　　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員

平成３０年第５回矢掛町議会第２回臨時会（第１号）

１．会議招集日時　平成３０年１０月１７日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（閉会）　午前９時５０分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
1	田中輝夫	出	2	髙月敏文	出
3	原田秀史	出	4	小塚郁夫	出
5	石井信行	出	6	山部多喜夫	出
7	花川大志	出	8	川上淳司	出
9	土田正雄	欠	１０	髙岡一万	出
１１	浅野　毅	出	１２	山野豊久	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	山縣幸洋
教育長	嶋山英二	総務企画課長	奥野隆俊
町民課長	稲田由紀子	保健福祉課長	小川公一
産業観光課長	妹尾一正	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	平井勝志	教育課長	松嶋良治
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計管理者	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課代理	堀　賢一
総務企画課主幹	三宅伸幸		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行　淳

６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　議案第７２号　工事請負契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負契約の締結）

議案第７３号　工事請負契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負契約の締結）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前９時３０分　開会

○議長（高岡一万君）　おはようございます。少し早いですけれども，時候は今，読書の秋，食欲の秋，と秋本番でありますけれど，何と言いましても寒暖差が非常に大きくなっております。皆さんには，体力づくり，そして健康維持に十分努めていただきたいと思います。

それでは，初めにただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから平成３０年第５回矢掛町議会第２回臨時会を開会いたします。

なお，矢掛町議会会議規則第２条の規定により，９番土田議員から，１０月１２日付けで本日の会議を欠席させていただきたい旨の届け出がありました。同日付けで受理をしております。

また，病院管理者におかれては，診療業務のため，本日の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので，併せて御報告いたします。

次に，本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高岡一万君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には，会議規則第125条の規定により，７番花川大志君と８番川上淳司君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２　会期の決定

○議長（高岡一万君）　日程第２，会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は，本日１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，今期臨時会の会期は，本日１日と決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（高岡一万君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，平成３０年第５回矢掛町議会第２回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも，何かとお忙しい中を御出席賜りまして，誠にありがとうございます。

この時期，秋といえば，食欲の秋とか，運動の秋とか，いろいろな言葉がございますが，皆さんと同じでありましょうが，今年は，災害という頭の中で，なかなか心のゆとりがないであろうかというふうに思います。そういう中でも，秋祭り，そして稲刈り等々は着々と進んでおるというふうに思っております。

そういう中で，政府の国政を申しますと，御存じのように安倍政権の続投というふうになりました。そういう中で地元の国会議員，今まで正副大臣を務められた加藤国会議員は，今度，与党のそしてまた自民党の三役であります総務会長に就任ということでございまして，着々とですね国会議員の形を作られておるというふうに思っておりまして，心からお祝いを申し上げて活躍を期待するところでございま

す。同時に，岡山県でも３期の山下議員が法務大臣ということで，めでたいことでございまして，しっかりと活躍を期待するものでございます。

そういう中で，今現在，安倍政権，消費税の問題が取りざたされておりまして，この時期は，以前決まっておったものが，時期の引き伸ばしということでございますが，予定通り来年の１０月から，実施するという方針が出されました。そういう中で，大きな二つの柱があろうかと思いますけれども，今後高齢化が進んでいくということで，医療，介護と，これの対応をするということと，教育，無償化ということ全世代型社会保障，これを打ち出されております。こういうことに使っていくということでございます。もう一つの柱は，やっぱり財政の健全化ということがあろうか思いますが，こういう形でですね消費税の対応をしていこうというふうなお話を聞いております。

さて，７月の西日本豪雨災害から，３か月少々が過ぎました。今被災者の方，私も被災者の１人としてその気持ちはよくわかります。現在はですね，まだ大工さん，左官さん，電気事業者の方，そしてまた家具等々注文してもなかなか順番待ちになっております。なかなかイライラされておる時期ではないかというふうに思いますが，１か所行って次にまわるという，矢掛だけではなしに真備町の被害も多いので順番待ちの状況でありますので，まだ多少時間かかるかなあと思っております。

そういう中で，行政側といたしましてですね，この前皆さん方の議決をいただいた，見舞金，義援金等々を着々と皆さんに送付しておるところではございますし，公共工事につきましてはですね，一生懸命，国の災害査定を受けておる最中でございます。新聞，テレビを見ればなかなか動かないなあという感じがされますが，この辺の手順は非常に多少時間がかかってですね，設計をやってそれを今査定を受けて，そして，まだ途上のもありますし，済んだのもございます。済みましたら，どんどん発注をしておるという状況でございますが，また,この受け方の業者側もですね，パニックの状態，今現在起きているという状況にございます。

町としましてはですね，できるだけ早い対応をして参った所存でございますが，今日はその中のですね，中川小学校の問題と中川保育園，この予算が認められたかたちの事業の契約の議決を今日お願いするということでございます。できるだけ早くというイメージでですね，小学校は３学期から，保育園は卒園式をやりたいという希望の中でやってきておりますが，なかなか，設計そしてまた業者等も実情は大変なようでございます。

しかしながら，１日も早く対応するために，今日臨時議会を招集したところでございますので，今日の議案については，２議案でございます。

御審議の程，適切な御決定を賜りますようよろしくお願いして，御挨拶といたします。よろしくお願いします。

○議長（高岡一万君）　次に議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また，議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，併せて御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第４　議案第７２号　工事請負契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負契約の締結）

議案第７３号　工事請負契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負契約の締結）

〇議長（高岡一万君）　日程第４，議案第７２号，工事請負契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負契約の締結）及び議案第７３号，工事請負契約の締結について（矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負契約の締結）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（山野通彦君）　それでは，議案第７２号及び議案第７３号の工事請負契約の締結について，提案理由を御説明申し上げます。

いずれも，地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第７２号，工事請負契約の締結についてでございますが，これは矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負契約の締結について，同意を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第７３号，工事請負契約の締結についてでございますが，これは矢掛町立中川保育園災害復旧工事の請負契約の締結について，同意を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

〇議長（高岡一万君）　町長から，提案理由の説明が終わりました。次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

〇総務企画課長（奥野隆俊君）　〔議案第７２号，議案第７３号について説明記載省略〕

〇議長（高岡一万君）　議案の説明が終わりました。

ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありませんか。川上議員。

〇８番（川上淳司君）　ひとつ質問をさせていただきます。中川小学校の関係ですが，校舎棟が３学期始めというふうになってますが，３学期からの理解でよろしいでしょうか。そこの部分，ちょっと言葉のニュアンスなんですけれど，ひとつ御回答をお願いいたします。以上です。

〇教育課長（松嶋良治君）　教育課の方からお答えいたします。３学期からという意味合いでございます。よろしくお願いいたします。

〔８番川上淳司君「ありがとうございます」と呼ぶ〕

〇議長（高岡一万君）　他にございませんか。

「なし」

〇議長（高岡一万君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第７２号及び議案第７３号は，原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，議案第７２号，工事請負契約の締結について（矢掛町立中川小学校災害復旧工事の請負契約の締結），議案第７３号，工事請負契約の締結について（矢掛

町立中川保育園災害復旧工事の請負契約の締結）は，原案のとおり可決決定することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（高岡一万君）　お諮りいたします。議会運営委員会の活動並びに各常任委員会の所管部分の調査，研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。従って，次期議会の会期，日程等の議会運営は，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会の調査研究については，閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。

よって，次期議会の会期，日程等の議会運営につきましては，閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会の調査研究については，閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

○議長（高岡一万君）　更にお諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

会議規則第７条の規定により，本日をもって第５回矢掛町議会第２回臨時会を閉会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高岡一万君）　異議なしと認めます。よって，これをもって第５回矢掛町議会第２回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり町長から御挨拶があります。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言お礼の御挨拶を申し上げます。

第２回臨時会につきましては，契約議決の２件の上程でございましたが，慎重な御審議を賜り，原案のとおり御決定をいただき，誠にありがとうございます。

中川小学校及び中川保育園の工事につきましては，児童や園児，先生や保護者，地域の皆様の復旧・復興を思う気持ちに応えるべく，一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様には今後とも，それぞれのお立場で，御支援と御協力を賜りますよう，よろしくお願い申し上げまして，閉会の御挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（高岡一万君）　以上をもちまして，閉会といたします。皆さんお疲れさまでした。

この後，１０時から議会全員協議会を開催いたしますので，関係者の方は，全員協議会室へ御参集くださいますようお願いいたします。

午前９時５０分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　　年　　　月　　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員